

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所		タイトル	質問	回答
1	全般				変更点の 明示	入札説明書等について、変更した箇所を明示いただけないでしょうか。	入札説明書等の変更箇所の明示は考えておりませんので、本回答によってください。
2						宿泊棟の宿泊規則は県と事業者どちらで作成するのでしょうか。県にて定める場合は、現在想定している宿泊規則を教えてください。宿泊規則により人員体制が変更となります。 例：門限、消灯、チェックイン及びチェックアウト時間、使用料金、キャンセル料等	宿泊料を含め宿泊にかかる規則等は県が定めます。内容は現時点では未定ですが、近隣の同種施設を参考に設定する予定です。
3						宿泊棟の1泊あたりの使用料金を教えてください。宿泊棟にて提供するサービスレベルにかかわります。	今後、条例で規定する施設利用料金となりますが、県内の類似施設(平塚市立総合公園宿泊研修所)の一般料金(2,600円)等と同程度を想定しています。
4						現体育センター合宿所の会議室は予約制ですが、宿泊棟におけるミーティングルームの使用は県の予約システムからの予約が必要でしょうか。利用者から、宿泊中にミーティングルームを急遽使用したい要望が想定され、利用率向上のためには、本要望に対し対応する予約規則が必要と考えます。	ミーティングルームは宿泊者が自由に使用できるものと考えており、予約システムからの予約は想定していません。(チェックイン時等に受付簿による先着順とするなど簡易な方法などでの対応は想定されます。)
5						宿泊棟の宿泊室の予約は県の予約システムから実施するのでしょうか。また、予約システムにおいて朝食・夕食の有無やアレルギー対応の有無等を確認する事は可能でしょうか。	前段については、その方向で考えています。後段はシステム上での確認は考えていません。
6						現体育センターは、各施設の設備異常警報等を集中して受信する管理室は存在するのでしょうか。	現在は、管理課事務室、宿直室に設置しています。
7	入札説明書	6	第2	12	施設等の 使用	スタンド改築工事で閉鎖中の競技場グラウンド等を本事業の施設整備に係る工事の残土置き場等として無償貸与していただくことは可能でしょうか。	陸上競技場等も県直営工事により改築、改修を予定していますので、これらを残土置き場等として利用することは難しいと考えています。なお、この回答はPFI事業者が実施する工事と県が実施する工事との資材置き場等の敷地利用について個別の調整を妨げるものではありません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
8	入札説明書	6	第2	13		その他	ネーミングライツを導入予定との記載がありますが、ネーミングライツの導入が決定する時期と想定契約期間お示しください。	神奈川県ネーミングライツパートナー制度に基づき、検討することとなります。	
9	入札説明書	6	第2	13		その他	ネーミングライツを導入予定との記載がありますが、ネーミングライツ導入に係る費用は県の負担で事業者側の負担は無いという認識で宜しいでしょうか。	神奈川県ネーミングライツパートナー募集要項(提案型随時募集)等を参照してください。	
10	入札説明書	9	(3)			応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている、営業種目・細目の登録までは問わないということとで宜しいか。	神奈川県競争入札参加資格者名簿に何らかの営業種目で登録されていれば問題ありません。	
11	入札説明書	10	第4	1	(5)	ア	実績要件について	JVとして受注した実績も設計の実績として認めていただけますでしょうか。	JVとして受注した実績も設計の実績の対象となります。
12	入札説明書	10	第4	1	(5)	イ	実績要件について	JVとして受注した実績も工事監理の実績として認めていただけますでしょうか。	JVとして受注した実績も工事監理の実績の対象となります。
13	入札説明書	5様式2(2/2)	第4	1	(5)	ウ	建築業務を担当する者	「監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有することを証する書類。」とありますが、「土木一式工事または建築一式工事」と解釈し、いずれか一方の資格を有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	土木一式工事及び建築一式工事の双方の資格を要します。
14	入札説明書	10	第4	1	(5)	ウ	建設業務を担当する者	建設業務を担当する者の参加資格要件に監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有することとありますが、建設業務を複数社で担う場合には、土木一式工事と建築一式工事の監理技術者をそれぞれ別会社より配置することは可能でしょうか。	可能とします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
15	入札説明書	17	第5	2	(2)	キ	入札価格の記載等	表に参考価格の内訳が記載されていますが、入札価格の算定に当たっては、提案書の様式2-1②に記載することになっています。様式2-1(エクセル)には各サービス対価の総額を記載し、その合計が入札金額となっていますので、①施設整備費・開業準備費、②維持管理・運営業務費に相当するサービス対価の項目ごとに参考価格以下の金額にする必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	参考価格は入札価格算定の目安となる価格として業務の区分毎に提示しています。入札予定価格は総額に対し設定されるため、内訳に対しての上限は設けられません。
16	入札説明書	21	第6	3	(1)		契約保証金を納付する場合	本件工事相当額が2つにわかれ、工事期間も2つに分かれていますので、例えば、契約の保証として、履行保証保険を付保する場合、それぞれ2本に分けて付保することも出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	21	第6	3	(3)	イ	契約保証金を納付する場合	履行保証保険の保証限度金額については、消費税込との理解でよろしいでしょうか。提案時の消費税は8%との理解でよろしいでしょうか。	保証限度金額については、消費税込となります。税率については、契約時の税率となります。
18	入札説明書	24	第7	1			グループ構成員の役割	「参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者の変更は認められない」とございますが、ここでいう「参加資格確認申請時に申請する者」とは設計者等の個人名でなく、会社名を指すという理解でよろしいでしょうか。また入札説明書のP.8第4応募条件等1(1)ウの構成員または協力企業の変更追加との関係も含めご教示願います。	前段については参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者は企業を指します。 後段について入札説明書第7その他は落札者の決定後、特定事業契約関係手続時における規定として位置づけており、入札日の7日前までに県と協議を行い、承諾を得た場合には変更が可能です。
19	入札説明書 付属資料1	2	1	(3)			サービス 購入料1	施設整備期間中のSPCの運営に必要な経費は、「その他事業実施にあたり必要な費用」に含まれ、出来高請求の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所		タイトル	質問	回答
20	入札説明書 付属資料1	2	1	(3)	サービス 購入料1	施設整備期間中のSPCの運営に必要な経費が、「その他事業実施にあたり必要な費用」に含まれる場合、第2アリーナ・プール棟等の工事期間と本館棟の工事期間が重複している期間は、サービス購入料1- (1)、1- (2) に按分する必要はなく、サービス購入料1- (1) に計上すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書 付属資料1	2	1	(3)	サービス 購入料1 - (1)	内容欄の設計業務に「外構の整備」が含まれておりませんが、③建設業務(ア)～(オ)に準じて含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書 付属資料1	2	1	(3)	サービス 購入料1 - (1)、 (2)	サービス購入料1- (2)に解体費が含まれていませんが、業務要求水準書P8、第2 1 (10) エに記載のあるPCB保管庫と温室の解体撤去に係る費用は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	入札説明書 付属資料1	2		(3)	サービス 購入料の 構成	サービス購入料1- (1) 及び1- (2) の内訳に、その他事業実施にあたり必要な費用の計上がありますが、計上の仕方や按分方法は事業者の判断でよろしいでしょうか。例えば、SPC設立、開業費、はサービス購入料1- (1) に全額計上しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア) サービス 購入料1 - (1)、 (2)	入札説明書P16、第5入札参加手続等2 (2)キ(ア)①備考欄に記載のあるSPC開業費は、施設整備費・開業準備費18,540百万円に含むと記載されていますが、本SPC開業費は、サービス購入料1- (1) に計上すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
25	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス 購入料1 － (1)、 (2)	「部分払いの請求は、同一年度に1回を限度とする」と記載されていますが、請求時期は提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス 購入料1 － (1)、 (2)	本件工事費は、部分払金 (9/10) となっていますが、SPC開業費や設計料は、業務完了時に100%支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書 付属資料1	4			(4) イ	各費用の 支払い方 法	各サービス購入料は平成29年度以降、事業者から県への請求ごとに支払うとのことですが、①事業者提案として年度末の出来形を算定すればよろしいでしょうか。②また、各年度3月末の出来形について請求書を提出すれば、4月末までに入金されるものとの理解でよろしいでしょうか。	①について、部分払いの請求時期は、事業者の提案によるものとします。 ②については、県が事業者から請求を受けた日から30日以内の入金となります。
28	入札説明書 付属資料1	4			(4) イ	各費用の 支払い方 法	表中の算定式において、部分払金 $\leq$ 本件工事費 $\times$ (9/10)とありますが、本件工事費の90%までは、各年度の部分払金として支払われ、残りの10%が所有権移転後に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	部分払い金は、本件工事費の90%以内であり、年度毎の支払い限度額は契約額により決定します。また、部分払いを除いた金額は、サービス購入料の分類ごとに所有権移転後、支払います。
29	入札説明書 付属資料1	4			(4) イ	各費用の 支払方法	建設途中においてサービス購入料(工事費)に改変が生じた際の支払について、その直後の支払から変更後の金額をベースとして算出するものとして考えて宜しいでしょうか。	改定後の残工事に対して変更後の金額が適用されます。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
30	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (イ)	開業準備 業に係る 対価	「施設の供用開始後、提案された額を支払う」との記載がありますが、支払いの時期の目途をお示してください	事業者から請求を受けた日から30日以内に支払うものとします。
31	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (エ)	サービス 購入料3	「aからcの条件は、宿泊施設の運営支援業務の開始後、宿泊施設の利用状況を考慮し年度毎に見直しを行う」と記載されていますが、想定稼働率38%を上回った場合、下回った場合について、貴県が想定している具体的な見直し方法をご教示下さい。	具体的な改定方法は県と事業者で協議しますが、現時点では前年度の稼働率実績を次年度の稼働率見込みとして見直ししていくことを基本に考えています。
32	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (エ)	サービス 購入料3	「aからcの条件は、宿泊施設の運営支援業務の開始後、宿泊施設の利用状況を考慮し年度毎に見直しを行う」と記載されていますが、本見直しは当該年度に適用され、当該年度にサービス購入料が精算されとの理解でよろしいでしょうか。	No.31の質問回答を参照してください。
33	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (エ)	サービス 購入料3	上記扱いでない場合、サービス購入料の精算方法についてご教示下さい。	No.31の質問回答を参照してください。
34	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (イ)	サービス 購入料3 (運営支 援業務に 係る対 価)	サービス購入料3-(2)の算定において、「aからcの条件に基づく」と記載がありますが、想定稼働率を大きく上回り稼働した場合、当該年度内に発生した費用(人件費、消耗品費、アメニティ補填、リネン交換等)は県の負担と考えてよいでしょうか。	事業者負担となります。No.31の質問回答も参照してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
35	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ	(エ)	<p>物価変動において、初回改訂の基礎数値は平成28年12月とあります。「現金給与」を基準とした場合、基礎数値となる12月の指数は他の月と比較し高い数値です。1年間の平均数値と比較すると3%以上の差があり、Pnの数値はマイナスとなります。そのため、「現金給与」を基準とするのではなく、「きまって支給する給与」を基準とすることに変更いただけないでしょうか。</p> <p>例：平成26年8月～平成27年7月平均値：94.675 平成26年12月：165.0</p>	現案のとおりとします。	
36	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ	(エ)	サービス 購入料3	<p>「対象となる施設の供用開始後、……四半期ごとの支払額は定額する」との記載がありますが、定額との記載がある為、例えば3－(1)の年間提案額は、4(四半期)で割り切れる数値で提案するという理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
37	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ	(エ)	サービス 購入料3	<p>「対象となる施設の供用開始後、……四半期ごとの支払額は定額する」との記載がありますが、季節によって利用状況も違う為、四半期毎の費用についても変動があると思われそうですが、定額支払いの条件は必須との理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
38	入札説明書 付属資料1	7	2	(2)	ウ	(イ)	サービス 購入料の 改定	<p>特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不相当となったときは、県又は事業者は、上記の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。工事費の変更額については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、県が定め、事業者に通知する。とありますが、14日以内に協議が整わない際の工事費はどのような基準で定めるのでしょうか。</p>	<p>付属資料1記載の改定式も一つの基準になり得ますが、工事材料の価格の変動要因や変動額等を考慮して判断するため、現時点で一般的な基準を示すことはできません。</p>

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
39	入札説明書 付属資料2	2	2	(1)	オ	利用者モ ニタリング	「事業者が県に協力する」とありますが、具体的にはどのような協力を意味しますか。また、協力に係る費用負担は、貴県との理解でよろしいでしょうか。	協力の内容については、アンケートボックス等を置き、利用者に改善点や問題点等について、記入の上投函していただいたものについて、回収を行っていただくこと等を想定しています。集計は県が行う予定です。 なお、県への協力に事業者が要した費用については事業者負担となります。
40	入札説明書 付属資料2	4	2	(2)	ウ (ウ)	ポイントの 減点方法	利用料金の徴収、集計、県への引継ぎ等で事故が発生した場合を、減点の対象事象としていますが、事象の発生に事業者帰責がある場合に限定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書 付属資料2	6	2	(2)	カ (ア)	加点する ポイントの 考え方	評価の視点として「施設のイメージ向上に資する活動」を挙げておられますが、具体的に想定している活動内容があればご教示ください。	個別に判断することとなりますが、例えば「活動・行動が広く報道された(AEDによる人命救助など)」、「接遇や対応について利用者や利用団体から特別な評価があった(礼状の送付など)」が考えられます。
42	業務要求水 準書						その他の施設は県が別途改修工事を実施することとなっておりますが、改修工事内容を資料として開示ください。 改修工事内容により、維持管理・運営支援業務に要する費用が変動します。変動した場合、変動分は別途県の負担と考えてよいでしょうか。	体育センターのホームページで再整備に係る改修内容を開示しています。その他施設の改修等工事の内容について開示可能なものは、入札公告済みのもののみです。公開されている情報をホームページ等で確認してください。
43	業務要求水 準書	2	第1	3	(2)	新設建物	新設する建築物としては、記載の3棟の他に、テニスコート更衣室・ゴミ集積所(3棟)・資源物保管庫(3棟)・PCB保管庫・温室の計9棟でよろしいでしょうか。ゴミ集積所とPCB保管庫・温室は現状のものを参考に提案してよろしいでしょうか。	ご質問の施設のうち、ゴミ集積所については整備不要です。業務要求水準書、32頁(コ)のとおり、資料12「現況平面図」に示す既存のごみ集積所を利用します。また、資源物保管庫については屋外に設置しますが、単独での設置やごみ集積所との合築での整備など、整備の形態や棟数については事業者の提案に委ねます。PCB保管庫及び温室についてはご理解のとおりです。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
44	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	宿泊定員	宿泊定員について2人／室の合計人数となっておりますが、4人使用もあるので、旅館業法上の定員人数は168人と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	第2アリーナ・プール棟の想定規模の許容範囲の-10%～+0%とは、約13,410～14,900㎡と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	第2アリーナ・プール棟の想定規模に地上2階とありますが、部分的に地下1階及び地上3階を設けてよろしいでしょうか。	第2アリーナ・プール棟の延床面積の上限や、各諸室の要求水準を確保のうえ、機械室等の設置に際し、部分的に地下1階及び地上3階を設けることは可能です。なお、階数が3以上になることで適用を受ける藤沢市の条例等に留意してください。
47	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	本館棟の想定規模の許容範囲の-10%～+0%とは、約14,040～15,600㎡と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	本館棟の想定規模に地上7階とありますが、部分的に地下1階も含め、階数は提案可能と考えてよろしいでしょうか。	本館棟の延床面積の上限や、各諸室の要求水準を確保のうえ、機械室等の設置に際し、部分的に地下1階を設けることも含め、階数を提案することは可能です。No.109の質問回答を参照してください。
49	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	宿泊棟の想定規模の許容範囲の-10%～+0%とは、約2,970～3,300㎡と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	業務要求水準書	3	第1	3	(2)	想定規模	宿泊棟の想定規模に地上4階とありますが、部分的に階数については提案可能と考えてよろしいでしょうか。	関連法令等を遵守するのであれば提案は可能です。
51	業務要求水準書	3	第1	3	(3)	想定規模	テニスコート更衣室の想定規模の許容範囲の-10%～+0%とは、約234～260㎡と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	業務要求水準書	3	第1	3	(3)	想定規模	グリーンハウスの想定規模の許容範囲の-10%～+0%とありますが、基本的には増築しない方針と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
53	業務要求水準書	3	第1	3	(3)	想定規模	外構のうち、駐輪台数の規定はないと考えて良いでしょうか。	「資料19許認可申請に係る留意事項、2- (5) 自転車駐輪場」をご参照ください。
54	業務要求水準書	5	第2	1	(3)	給水使用量実績	前回質疑回答で既存体育センター及び総合教育センターの給水使用量の実績を公告時に公表いただけるとのご回答でしたが見当たりません。ご提示をお願い致します。	別紙15を参照ください。
55	業務要求水準書	6	第2	1	(9)	土壌汚染調査結果	現体育センターと宿泊棟の敷地については土壌汚染調査の必要はなく、総合教育センターの敷地については必要という解釈でよろしいでしょうか。また、設計・建設段階で必要になった場合の調査費用は事業費外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	業務要求水準書	7	第2	1	(9)	イ	土壌汚染調査結果等 現総合教育センター 「現宿泊棟敷地は主用途以外の利用目的で独立している」との記載がありますが、当該敷地で建設する本館棟の工事の際は土壌調査の対象外との理解でよろしいでしょうか。	No.55を参照してください。
57	業務要求水準書	7	第2	1	(9)	イ	土壌汚染調査結果等/現総合教育センター 「敷地全体を対象に土壌汚染調査(試料採取)が必要となる」とございますが、調査対象敷地は資料21配置計画案の現総合教育センター敷地内のPFI工事範囲という理解でよろしいでしょうか。また上記調査費用はPFI事業範囲に含まれるのかご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、県が実施する予定です。
58	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	ア	施工時の留意事項 陸橋の補強 スポーツ・第2アリーナ棟建設に先立って県が直営で行う現体育センターの解体工事では陸橋の補強を行う予定はありますでしょうか。	現体育センター等除却工事において陸橋の仮設補強を行います。工事完了後、仮設補強は撤去します。
59	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	ア	施工時の留意事項 陸橋の補強 前項で陸橋補強の予定がありましたら内容を開示いただけますでしょうか。	仮設補強については業務要求水準書別紙1により参考資料を示しています。現在、新たに提供できる資料はありません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
60	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	イ	残置杭	県で実施する解体除却工事では杭を撤去しないとありますが、「資料 22 敷地全体の工事計画(案)」では貴県の工事として杭撤去工事の記載があります。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	「資料22敷地全体の工事計画(案)」にも杭撤去工事はPFI事業者の工事となっています。
61	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	イ	施工時の留意事項 残置杭の撤去	現体育センター本館棟の杭位置の分かる資料を開示いただけますでしょうか。	杭位置が把握できる資料は存在しません。
62	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	イ	残置杭の撤去	「適宜、杭を撤去すること」とありますが、残して問題ないものは残すということによろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
63	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	ウ	引越用コンテナ	引越用のコンテナの設置・撤去とも県が行うとの理解によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	ウ	体育センターの備品等の移設時期	「第2アリーナ・プール棟の供用開始後に、第2アリーナ・プール棟へ移設する想定」との記載がありますが、供用開始後となると、利用者もいる中での移設となりますが、供用開始前には移設するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.65の回答を参照してください。
65	業務要求水準書	7	第2	1	(10)	ウ	体育センターの備品等の移設時期	「第2アリーナ・プール棟の供用開始後に、第2アリーナ・プール棟へ移設する想定」との記載がありますが、供用開始前に移設するとしたら移設時期の目途がありましたら、お示してください(例:開業準備期間に実施等)	建物の竣工後の開業準備期間に実施します。
66	業務要求水準書	8	第2	1	(10)	エ	PCB保管庫・温室	新設するPCB保管庫・温室の想定面積をお示いただけますでしょうか。	温室は70㎡程度、PCB保管庫は15㎡程度を想定しています。
67	業務要求水準書	8	第2	1	(10)	オ	地下通路	地下通路は本事業で利用することは一切ないとの理解によろしいでしょうか。また、残置物としての手続きもなされるとの理解によろしいでしょうか。	県が本事業で地下通路を利用する想定はございません。また、地下通路については別紙3に示すとおり県の実施する除却工事において、存置させるもので、本事業の範囲外となります。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
68	業務要求水準書	8	第2	2	(4)	職員数	本館棟の想定職員数が239人で「うち、第2アリーナ・プール棟で想定している従事予定者数は20人～30人程度」とあるので、本館棟は209～219人、第2アリーナ・プール棟は20～30人と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 239人は、現時点における両センターを合わせた職員数を示しています。 そのうち第2アリーナプール棟の20～30人は、現時点の検討段階で、再整備後に想定される職員数を示しています。
69	業務要求水準書	8	第2	2	(4)	職員数	表中の体育センターの職員数は20人(管理課)+34人(体育センター事業部)=54人ですが、表の下には20～30人とあります。どちらを正とすればよろしいかご教示下さい。	No.68を参照してください。
70	業務要求水準書	8	第2	2	(4)	職員数	「本館棟で想定している職員数は239人である。……うち、第2アリーナ・プール棟で想定している従事予定者数は20～30人程度」との記載がありますが、20～30人は事業者では無く、県の職員という理解で宜しいでしょうか。	No.68を参照してください。 なお、第2アリーナ・プール棟で想定している職員については県及びPFI事業者の職員とご理解ください。
71	業務要求水準書	8	第2	2	(4)	職員数	「本館棟で想定している職員数は239人である。……うち、第2アリーナ・プール棟で想定している従事予定者数は20～30人程度」との記載がありますが、県の職員は第2アリーナ・プール棟のどの居室に従事されるのでしょうか。	第2アリーナ・プール棟で想定している職員(県及びPFI事業者)は第2アリーナプール1階の受付やプール受付・管理室、2階の事務室・会議室等を想定しています。
72	業務要求水準書	8	第2	2	(4)	職員数	「本館棟で想定している職員数は239人である。……うち、第2アリーナ・プール棟で想定している従事予定者数は20～30人程度」との記載がありますが、第2アリーナ・プール棟に従事する県の職員は、閉館日の月曜日も出勤されるのでしょうか。	体育センター(スポーツ関連施設)は、原則として月曜は休館日のため、職員は出勤しません。
73	業務要求水準書	10	第2	2	(6)	ア 開館時間	プールの閉館日に「保守管理上の閉館日有」との記載がありますが、何日程度を想定していますでしょうか。事業者ごとの考え方の違いにより、提案金額にも影響する為、県側で基準をお示しください。	これまで保守管理上の閉館日を設定していたことから、業務要求水準書に記載したのですが、新たなプールの性能によりますので、事業者の提案によることとします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
74	業務要求水準書	10	第2	2	(6)	ア	開館時間	プールの閉館日に「保守管理上の閉館日有」との記載がありますが、第2アリーナ等その他施設は、保守管理上の閉館日は無いという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	業務要求水準書	10	第2	2	(6)	ア	開館時間	宿泊施設についての閉館日は12/29～1/3となっておりますが、スポーツ機能の施設及びグリーンハウスが月曜日閉館となっても、宿泊施設は月曜日は閉館では無いという認識で宜しいでしょうか。	総合教育センターで実施する教員研修等での利用を想定しているため月曜日も開館としています。
76	業務要求水準書	11	第2	2	(6)	ウ	開館時間	図書館・カリキュラム開発センターだけ開館時間が異なりますが、5階全体を入館制限する必要はなく、それぞれの諸室の施設管理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	業務要求水準書	11	第2	2	(6)	キ	開館時間	駐車場・駐輪場は24時間開館となっておりますが、駐車場ゲートについても24時間入退管理を行うということでしょうか。 ※トラブルが生じた際も24時間対応でしょうか。	駐車場ゲートは24時間入退管理をしてください。なお、トラブルが発生した場合も24時間対応を求めますが、専任の業務従事者の配置や、機器操作の遠隔対応は必須ではありません。
78	業務要求水準書	12	第2	3	(2)		事業を継続しながらの施設整備	本事業の施設整備期間中の総合教育センター、スポーツアリーナ、球技場の運営について、事業者として確保する必要がある動線及び駐車場をお示ください。	善行駅から国道までの敷地内通路及び南門からグリーンハウスに至る通路については、近隣住民の自転車・歩行者の通行と藤沢翔陵高校等の関係車両の通行を確保してください。 なお、施設整備期間中は現総合教育センターを除いて施設利用は制限します。
79	業務要求水準書	12	第2	3	(4)		工事期間の重複	本事業の施設整備と県直営工事が重複する場合、構内通路の安全管理責任は誰が負うのでしょうか。	PFI事業者と県が協議により決定します。工程ごとに、工程・仮設計画の中で提案して下さい。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
80	業務要求水準書	12	第2	3	(5)	ー	オリンピック事前トレーニング地に選定された際の維持管理業務への配慮 事前トレーニング地に選定された際は開業半年前より県との協議の上実施する業務内容を調整する事がありますが、状況により業務が飛躍的に増加する事が想定されます。要求水準書記載内容を上回る業務が発生する場合は、協議により事業費を追加して頂けるとい理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務要求水準書	12	第2	3	(5)		オリンピック事前トレーニング(キャンプ)地に選定された場合の維持管理業務等への配慮 オリンピック事前トレーニングキャンプ地の記載に係り、平成32年は自主事業の実施が制限される事も想定されますが、県へのご提案時には、あくまで施設は通年営業しており、自主事業についても通年を通して実施出来るという前提の基、ご提案させて頂く認識で宜しいでしょうか(ある事業者は、平成32年は自主事業の実施を控える事業計画を想定し、ある事業者は通年を通して自主事業を実施する事業計画を想定する等、事業者間での考えの相違が想定される為)	ご理解のとおりです。
82	業務要求水準書	13	第2	3	(7)	ア	ドクターヘリ ヘリの離発着に伴う高さ制限について、前回質疑回答では公告時に公表とありましたが、資料が含まれておりません。制限があるのであればご教示下さい。	別添のとおり、防災対応離着陸場選定基準を示します。
83	業務要求水準書	13	第1	3	(7)	ウ	非常用飲料水貯水槽について 非常用飲料水貯水槽については、既存利用としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
84	業務要求水準書	13	第2	3	(7)ウ(7)	非常用飲料水貯水槽(別紙5)	現在設置されている非常用飲料水貯水槽の容量は100m <sup>3</sup> との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	業務要求水準書	14	第2	3	(8)	興業場法	興行場法について自主事業で留意とありますが、興行のひと月あたりの開催回数など、興行場法に該当しない条件をご教示下さい。	興行場法の適用施設ではないため興行の開催はできません。また、本件について県は興行場法の適用解釈を示す立場にありません。事業者は自主事業の要求水準に基づき興行に該当しない自主事業を提案してください。 なお、要求水準書等に記載の「興業」についてはいずれも「興行」に訂正します。
86	業務要求水準書	16	第2	5		スポーツアリーナの維持管理	維持管理の業務対象となっている「スポーツアリーナ」の図面(平面図、立面図、仕上げ表)及び設備機器表の開示をお願い致します。(点検する設備や他の維持管理について県のお考えと齟齬が生じないようにするため。)	竣工時の建築一般図、衛生設備図、電気設備図(設計図)を参考として開示します。
87	業務要求水準書	16	第2	5		その他施設の維持管理	維持管理の対象となっている「その他施設」について、事業者にて実施しなければならない機器等の点検がありましたらお示し頂けませんでしょうか。	平成26年度に体育センターが実施した設備等点検・検査等に係る概要を開示します。
88	業務要求水準書	17	第2	6		本事業の実施体制	維持管理業務管理責任者と運営支援業務管理責任者が兼務することは可能でしょうか。	可能ですが、県との連絡調整や、業務遂行に支障のない体制としてください。
89	業務要求水準書	17	第2	6		本事業の実施体制	総括責任者を定めるとありますが、選任、専任あるいは現地常駐の必要はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、県との連絡調整や、業務遂行に支障のない体制としてください。
90	業務要求水準書	17	第2	6		本事業の実施体制	総括責任者は、構成員または協力企業から選出するとのことですが、代表企業からの選出もよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所		タイトル	質問	回答
91	業務要求水準書	17	第2	6	本事業の実施体制	表2-9中に、設計業務管理責任者とありますが、①本事業の要求水準上の呼称との理解でよろしいでしょうか。②実際は、確認申請上の管理技術者を設計業務責任者として選出することでもよろしいでしょうか。③あるいは、設計業務責任者とは別に管理技術者を選出する必要があるのでしょうか。	確認申請上の管理技術者を設計業務責任者として選出することで可とします。
92	業務要求水準書	17	第2	6	本事業の実施体制	施設整備業務総括責任者と維持管理・運営支援等業務総括責任者はそれぞれ分かれておりますが、代表企業に拘らず、そのフェーズでの主要な役務を実施する構成員や協力企業が担当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	業務要求水準書	18	第2	7	事業スケジュール	設計と建設がまとめて指定されていますが、事業期間内での設計完了時期の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。また、本館棟については竣工時期が約1年遅いため、設計完了も同様に他施設よりも後でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	業務要求水準書	19	第2	8	遵守すべき法令等	法令や設計基準等について最新版を適用するとありますが、公告時点の最新版と考えてよろしいでしょうか。	業務着手時点の最新版とします。
95	業務要求水準書	19	第2	8	遵守すべき法令等	入札後～設計着手までに法令や基準が改訂され、それが要因で工事費に増額が生じる場合は、事業費外と考えてよろしいでしょうか。	本事業に直接関連する法令変更に起因して工事費が増額した場合のみ県負担となります。
96	業務要求水準書ほか	20	第2	8	イ (X) 設計基準	遵守すべきものとしてJASSの記載がございますが、この基準については目安であり、事業者は要求水準確保のために最適な工事に関する仕様・施工方法等を採用することができると理解してよろしいでしょうか。	目安ではなく遵守してください。
97	業務要求水準書	24	第3	2	(1) エ テニスコート	車椅子テニスができるよう計画とありますが、車椅子利用者のテニスコートまでの想定動線をお教えください。	「資料21 配置計画(案)」に示す様に、テニスコート脇に駐車場を想定しています。駐車場からテニスコートへ入場するバリアフリー動線を確保し計画して下さい。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
98	業務要求水準書	24	第2	8	オ	バリアフリー対応について	グリーンハウスについて、一般利用が考慮される1階会議室・事務室に対し、外構部分からのバリアフリー経路の確保は必要でしょうか。	1階へのバリアフリー経路は想定していません。「資料19許認可申請に係る留意事項、6-(4)バリアフリー関連」をご参照ください。
99	業務要求水準書	24	第3	2	(1) オ	グリーンハウス	当該改修工事基本計画は、資料23に示すとあります。資料23に示された修復・改修内容通りの工事を実施すると考えてよろしいでしょうか。例えば、外壁は、下地剥落部の部分補修及び全面再塗装(白)の工事を行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	業務要求水準書	24	第3	2	(1) オ	グリーンハウス	3階は貴県にて体育関係資料やグリーンハウス関連資料を展示するものと認識しておりますが、展示を予定している資料を可能な範囲でご教授願います。	グリーンハウスにかかる過去の資料のパネル類や体育関係資料のパネル、図書資料等を想定しています。
101	業務要求水準書	25	第3	2	(2)	施設配置計画	各施設の配置は、事前に協議した結果に基づき計画とあります。土地の形質の変更などの切土・盛土、擁壁に関する事前協議の内容について、開示していただけますか。	「資料19許認可申請に係る留意事項、1都市計画法第29条開発許可関連」をご参照ください。
102	業務要求水準書	27	第3	2	(3) キ	外構(駐車場について)	「関係法令を遵守し、資料21「配置計画(案)」で示す位置に駐車場を設けること」とありますが、位置については資料21に準拠した中で、台数配分やレイアウトについては事業者の提案を認めるものと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
103	業務要求水準書	27	第2	2	(4) ア <sup>(7)</sup>	光る誘導ブロック	光る誘導ブロックとはLED等で電氣的に光る点字ブロックのことでしょうか。また、すべての点字ブロックを当該製品にしなければならないのでしょうか。	光る点字ブロックとは発光体がLEDで光る点字ブロックのことです。全ての点字ブロックを当該製品にする必要はなく、適切で効果的な採用を提案してください。
104	業務要求水準書	27	第2	2	(4) ア <sup>(7)</sup>	マルチ手すり	マルチ手摺とはどういうものを指しているかご教示下さい。	子どもから高齢者、障がい者までだれにでも使いやすい手すりの高さを確保した手摺を指します。
105	業務要求水準書	27	第3	2	(4) ア	共通	間取りで固定に○印のある諸室については、規模、形状は参考レイアウトに準拠し、位置、階数については提案可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務要求水準書に特に定めのあるものは除きます。
106	業務要求水準書	27	第3	2	(4) ア	共通	必要に応じて盲導犬待機スペースを可動パーテーション等を用いて臨時に設置するとありますが、想定位置があればお教えください。	パラスポーツ競技・練習場付近を想定しています。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
107	業務要求水準書	27	ア	(イ)		第27リーナ受付	使用料金の徴収代行を行う室であるとあるがグリーンハウスでも使用料金を徴収し、ここでも徴収を行うということかご教示下さい。	利用者の利便性を高めるため、グリーンハウスでの料金徴収を原則としつつ、第2アリーナプール棟受付でも料金徴収できることを想定しています。	
108	業務要求水準書	27	第3	2	(4)	7	(7)共通(平面レイアウト等について)	(7)共通において「平面レイアウト及び(中略)については資料27「参考レイアウト(第2アリーナ及びプール棟)」を参考とすること。」とありますが、各棟に共通して「参考とする」の意味合いとしては、各要求水準を逸脱しない範囲において、提案者のアイデア等によるレイアウトの改変提案は許容されるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
109	業務要求水準書	27	第3	2	(4)	7	(7)共通(平面レイアウト等について)	各棟について共通で、No.2(上記)の質問とあわせて、許容される改変の内容・程度等について何らかの目安等があればお示しください。	別添のとおり示します。
110	業務要求水準書	27	第3	2	(4)	7	(7)共通(平面レイアウト等について)	上記に続き、「資料24「必要諸室及び仕様等リスト」間取りの提案に○がある室については、必ずしも資料27のとおりでなくてもよい。」とありますが、固定に○がある室については、参考レイアウトに示された平面寸法及び構成、室内のレイアウトを遵守するものという理解で宜しいでしょうか？	No.109の質問回答を参照してください。
111	業務要求水準書	28	第3	2	(4)	(ウ)	アトリウム	「落下時の安全確保の為にマットを設置すること」との記載がありますが、資料26「什器備品リスト」のアトリウムにはマットの記載がありませんが、県が設置するという認識で宜しいでしょうか。	クライミングウォールと一体的なものとして、事業者で用意してください。
112	業務要求水準書	28	第3	2	(4)	ア	アトリウム	大型用具の搬入・搬出を容易に行えるスペースを確保とありますが、アトリウムに搬出入する大型用具の最大寸法をお教えてください。	現状のスポーツアリーナ出入口と同程度(高3.0m、幅3.0m)を想定しています。
113	業務要求水準書	28	第3	2	(4)	ア	アトリウム	クライミングウォールの幅をお教えてください。	5m程度を想定していますが、アトリウムの有効活用の観点から事業者提案によります。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
114	業務要求水準書	28	第2	2	(4)	ア(カ)	観客席	「対面(2箇所)に設けること。1箇所あたりの内訳は椅子席99×2列、車椅子席×50席×1列程度とすること。」とありますが、座席当たりの通路の数が法令に遵守していないものと思われます。法令を遵守した場合、対面2箇所にて上記席数を確保することができません。法令に遵守した席数を確保すればよろしいでしょうか。指定席数を確保する場合は、箇所及び列を増やすことになるため、上限面積の見直しをお願い致します。	椅子数は目安なので、関連法令を遵守した提案であれば、席数の変更は可能です。
115	業務要求水準書	29	第2	2	(4)	ア(カ)	更衣室	1.7㎡/人程度とありますが、資料24の必要諸室リストの面積に基づくと、268㎡/1.7㎡=157人となり、要求水準に記載のバスケットやバレーの大会人数と合致しません。同時利用はなく、資料24の必要諸室リストの面積を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1.7㎡/人程度ではなく、資料24の新面積が条件となります。
116	業務要求水準書	29	第2	2	(4)	ア(ク)	倉庫	資料26に記載の必要備品が資料24必要諸室リストや参考レイアウト図に記載の倉庫面積では収納できません。備品の見直しをしていただくか、収納レイアウト図をご提示いただけないでしょうか。	倉庫の面積は、No.109の質問回答のとおり、提案可能です。なお、資料32の引越し備品リストについては、倉庫の空スペース等を勘案し、県が引越し時に見直す予定であるため、倉庫の大きさは全ての備品が格納可能な計画とする必要はありません。
117	業務要求水準書	30	第3	2	(4)	ア	(ケ)役員室及び管理・放送室・選手控室・車椅子修理室	当該項目においては「役員室及び管理・放送室・選手控室・車椅子修理室」が一括して記述されていますが、資料24(必要諸室及び仕様等リスト)では役員室のみが単独の記載、資料27(参考レイアウト)では役員室と車椅子修理室は独立した室となっています。これらの一体性及び隣接(近接)条件や相互に行き来可能な出入口の設置等の条件について具体的にお示し下さい。	一体性及び隣接(近接)条件や相互に行き来可能な出入口の設置等の条件はありません。
118	業務要求水準書	30	第2	2	(4)	イ(ア)	プール共通	「屋内プールに面する諸室の壁面にガラス面を設け」とありますが、プールに関連した諸室という意味で、倉庫やプールとは関係のない諸室(実技講習室など)は除外するものと考えてよろしいでしょうか。	プールとは関連しない諸室も含まれますが、倉庫については対象外とします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
119	業務要求水準書	30	第3	2	(4)	イ	共通	間取りで固定に○印のある諸室については、規模、形状は参考レイアウトに準拠し、位置、階数については提案可能と考えてよろしいでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
120	業務要求水準書	30	第3	2	(4)	(ア)	プール棟 共通	資料24「必要諸室及び仕様等リスト」間取りの提案に○がある室については、必ずしも27の通りでなくても良いとの記載がありますが、○が無い居室についても、○とすれば利用者サービスを向上できる居室がありますが、○に変更する余地はございませんでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
121	業務要求水準書	31	イ	(オ)			屋内プール	日本水泳連盟の公認プールとすることとありますが、公認申請は、県が行うのか、事業者が行うのかご教示下さい。	申請者名は県ですが、申請手続きは事業者となります。
122	業務要求水準書	31	イ	(オ)			屋内プール	公認プールはプール槽のみの公認を申請するのか、競技会・大会等の開催に準じた公認の申請をするのかご教示下さい。	公益財団法人日本水泳連盟の公認プールである標準プール公称50mの公認申請を行います。プール槽のみではなく、施設として認可される諸条件を満たすものとしてください。 なお、開催が想定される大会についても標準プールで想定されている大会のとおりです。
123	業務要求水準書	31	第3	2	(4)	イ	(オ)屋内 プール	「プールの深さは、長手方向に過半が1.2m、過半が2.0m」とあり、文字通り解釈すると半分ずつの水深構成となりますが、対象競技種目として水球を想定した場合、水球コートの手30mが確保できないこととなりますが、要求水準書記載の通りで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
124	業務要求水準書	31	第3	2	(4)	イ	(オ)屋内 プール	プールの水深1.2mと2.0mの境界部分についてはどのように解釈すれば宜しいですか？	50mプールとしての運用だけでなく、深さ1.2mの25mプール、深さ2.0mの25mプールとしての運用を想定していますので、フレキシブルな仕切り等について提案してください。
125	業務要求水準書	31	第3	2	(4)	(オ)	屋内プール	「スタート台は、日本選手権や・・・取り付けられるものとする」との記載がありますが、本施設の屋内プールにて、県大会以上の大会の実施は想定していますでしょうか。	想定しておりません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
126	業務要求水準書	31	第3	2	(4)	イ	更衣シャワー室	更衣シャワー室(プール)は更衣シャワー室(第2アリーナ)を一体化することは可能でしょうか。	一体化は可能ですが、利用者の態様が異なることから動線や仕切りについて工夫が必要と考えます。
127	業務要求水準書	32	第3	2	(4)	イ	ファミリー更衣室	ファミリー更衣室(プール)はファミリー更衣室(第2アリーナ)を一体化することは可能でしょうか。	可能です。
128	業務要求水準書	32	第2	2	(4)	イ(ロ)	ゴミ集積場	ゴミ集積場は、各階に設けるゴミ集積スペースとは別に、建物外に利用状況に応じた規模で計画すると考えてよろしいでしょうか。また、本館棟・宿泊棟に関しても同様の考えでよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
129	業務要求水準書	32	第2	2	(4)	イ(ロ)	ゴミ集積スペース	プールエリアとして記載がありますが、適宜合理性に基づいてアリーナ側に計画してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	業務要求水準書	32	第2	2	(4)	イ(ロ)	ゴミ集積スペース	資料24の必要諸室に記載がないため、上限面積対象外と考えてよろしいでしょうか。	延床面積として計上される形態であれば、延床面積に上限の対象となります。
131	業務要求水準書	32	第2	2	(4)	イ(ロ)	資源物保管庫	「資源物保管庫を、別途設けること」とありますが、部屋として独立しているという意味で、ゴミ集積所と合築してよろしいでしょうか。	可能です。
132	業務要求水準書	35	第3	2	(4)	イ	ボクシング競技・練習場	可動間仕切について相応の遮音性とありますが、遮音性能の基準があればお教えてください。	事業者の提案に委ねます。
133	業務要求水準書	36	第2	2	(4)	イ(ヌ)	多目的パラスポーツ競技・練習場	「メインフロア側の壁面を有効利用し…クライミングウォールの設置を計画」とありますが、メインフロア側とはどの部分を指しているのでしょうか。	アリーナ側を指しています。
134	業務要求水準書	36	イ	(ヌ)			多目的パラスポーツ競技・練習場	磁気ループの敷設について記載がないが(参考図面では記載あり)提案事項なのかご教示下さい。	資料24に記載のとおり、要求事項です。
135	業務要求水準書	37	第3	2	(4)	イ	トレーニングルーム	現状のトレーニングルームの広さ496㎡を基本とありますが、資料24では430㎡の-5%~+5%となっています。資料24を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	業務要求水準書	37	第2	2	(4)	ウ(ア)	大講堂の音響設備等	音響、調光及び映写が行える設備の仕様は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
137	業務要求水準書	37	第2	2	(4)	ウ(ア)	大講堂の舞台機構設備	舞台機構設備の記載はありませんが、使用想定を鑑みて、適宜事業者で提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	業務要求水準書	37	第3	2	(4)	ウ	大講堂	車椅子席を10程度設けるとありますが、資料24では席数600の3%となっています。資料24を正と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書を正とし、車椅子席を10程度設けてください。
139	業務要求水準書	37	第2	2	(4)	ウ(ア)	防音性能	防音指定の諸室がいくつか記載されていますが、保護者用相談室のみ数値の指定があり、その他はありません。指定がない諸室の防音レベルは事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	業務要求水準書	37	第3	2	(4)	ウ	本館棟(イ)大講堂	大講堂につき、「席数は、600席設けること。また、車椅子席を10席程度設けること。」とありますが、資料24:必要諸室及び仕様等リスト、資料29:参考レイアウトを含めて椅子の仕様等条件について明記がありません。固定椅子、可動客席、置き椅子(スタッピングチェア)等について想定される条件があればお示ください。	すべて固定席とします。
141	業務要求水準書	37	第3	2	(4)	ウ	第1作業室、第2作業室	防音仕様とありますが、間仕切壁、出入口扉の要求遮音性能をお教えてください。	特に指定はございませんが、廊下等への音漏れに配慮してください。
142	業務要求水準書	39	第2	2	(4)	ウ(サ)	ボール投げ検査場	「防球に適宜配慮すること。」とありますが、植栽や破損するおそれのない建物外壁などで対策するものと考え、防球ネットまでは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	業務要求水準書	39	第3	2	(4)	ウ	ミラースペース1	マジックミラーのサイズをお教えてください。	現状のマジックミラーサイズと同等とし、部屋の隅々が確認できる大きさとしてください。
144	業務要求水準書	40	第3	2	(4)	ウ	ボール投げ検査場	芝生広場と兼用する場合、床は天然芝でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	業務要求水準書	40	第3	2	(4)	ウ	温室	温室の詳細をお教えてください。(大きさ、仕様、設備)	温室の大きさは既存の温室と同等の大きさ、仕様とします。設備については、要求水準書をご確認ください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
146	業務要求水準書	40	第3	2	(4)	ウ	ミラースペース2	マジックミラーのサイズをお教えてください。	No.143を参照してください。
147	業務要求水準書	41	第3	2	(4)	ウ	教育図書室	集密書庫の収容冊数、仕様をお教えてください。	資料28に示す参考レイアウト図をもとに計画してください。
148	業務要求水準書	41	第3	2	(4)	ウ	資料室	24時間温湿度条件の設定が可能な計画とありますが、想定される温湿度条件についてご教授願います。	温度20度～27度程度、湿度50%～60%程度を想定しています。
149	業務要求水準書	41	第3	2	(4)	ウ	資料収蔵庫	24時間温湿度条件の設定が可能な計画とありますが、想定される温湿度条件についてご教授願います。	温度20度～27度程度、湿度50%～60%程度を想定しています。
150	業務要求水準書	42	第2	2	(4)	ウ(ト)	資料収蔵庫の温湿度条件	前回質疑回答において、資料室の温湿度条件を公告時にご提示いただけることになっていましたが、記載がありません。条件をご提示下さい。	No.148を参照してください。
151	業務要求水準書	43	第3	2	(4)	ウ	高校生用相談室	防音仕様とありますが、間仕切壁、出入口扉の要求遮音性能をお教えてください。	特に指定はありませんが、廊下等への音漏れに配慮してください。事業者提案とします。
152	業務要求水準書	44	第3	2	(4)	ウ	ミラースペース1、2(相談)	マジックミラーのサイズをお教えてください。	No.143を参照してください。
153	業務要求水準書	44	第3	2	(4)	ウ	プレイルーム1、2	資料24では洗面台、壁掛けミラーを1か所設置とありますが、要求水準には記載がありません。設置は不要と考えて良いでしょうか。	資料24に記載のとおり、要求事項です。
154	業務要求水準書	45	第3	2	(4)	ウ	実験・実習室(技術、音楽)、準備室(音楽)	防音仕様とありますが、間仕切壁、出入口扉の要求遮音性能をお教えてください。	特に指定はありませんが、廊下等への音漏れに配慮してください。事業者提案とします。
155	業務要求水準書	46	第3	2	(4)	ウ	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室の室内側両開き扉の有効高さは2100mm程度でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	業務要求水準書	47	第3	2	(4)	ウ	エレベーター	エレベーターの仕様(カゴサイズ、速度、仕上)は各事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
157	業務要求水準書	48	第3	2	(4)	エ	共通	宿泊棟の宿泊室、エントランスの位置は提案可能と考えてよろしいでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
158	業務要求水準書	48	第2	2	(4)	エ(7)	宿泊棟共通	「宿泊棟の浴室、ミーティング室、ラウンジの配置は、必ずしも資料29の通りでなくともよい。」とありますが、資料24必要諸室リストには、ミーティング室・浴室・ラウンジは、間取り固定と表記されています。要求水準書本文を正として、適宜変更可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.109の質問回答も参照してください。
159	業務要求水準書	48	第2	2	(4)	エ(7)	宿泊棟共通	宿泊棟がホテル営業か旅館営業かご教示下さい。(既存宿泊棟の例でも構いません) 宿泊室計画、浴場計画に影響しますので、お願い致します。	現在の体育センター合宿所は簡易宿泊業の許可を受けています。総合教育センター宿泊棟は旅館業法の適用対象外です。
160	業務要求水準書	48	第2	2	(4)	エ(イ)	飲食施設	要求水準書の面積規定により、民間収益施設の面積も±5%の規定があります。民間収益施設のため事業者提案の元、機能性・利便性を重視して面積規定を外し事業者の提案としてもよろしいでしょうか。また、席数に関しても事業者提案とし、利用者に負担がないよう提案させていただいてもよろしいでしょうか。	民間収益施設の面積は、No.109の質問回答のとおり、事業者の提案となります。席数については、業務要求水準書48頁、エ(イ)のとおり、100席～300席程度の範囲内で、事業者提案とします。
161	業務要求水準書	48	第3	2	(4)	エ	(キ) 宿泊室設備	宿泊室へテレビの設置は想定をされておりますでしょうか。現在の宿泊室の仕様では情報コンセントのみとなっておりますが、設置の場合は情報コンセントを使用でしょうか。	各宿泊室へテレビを設置することは考えていません。
162	業務要求水準書	48	第3	2	(4)	エ	(キ) 宿泊室設備	宿泊室へ冷蔵庫の設置は想定をされておりますでしょうか。	各宿泊室へ冷蔵庫を設置することは考えていません。なお、宿泊客への飲料等の提供については、各フロアに自動販売機を設置するなど事業者の提案によります。
163	業務要求水準書	48	第3	2	(4)	エ	(キ) 宿泊室設備	利用者向けのインターネット環境は、どの様な形式を想定をされておりますでしょうか。	宿泊棟のうち各宿泊室・ミーティングルーム・ラウンジ・浴室にかかる情報コンセントは不要とし、資料24の該当箇所を修正します。
164	業務要求水準書	48	第3	2	(4)	エ	(キ) 宿泊室設備	想定されているベッドの仕様は車椅子の室内での可動性は考慮されておりますでしょうか。	車椅子使用に考慮したベッドとしますが、電動ベッドである必要はありません。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
165	業務要求水準書	50	第2	2	(4)	カ	外構	(広域) 避難場所とは陸上競技場を指しているのでしょうか。	(広域) 避難場所は敷地全体を指します。敷地内建物から屋外競技施設への誘導路に点字ブロックの設置を想定しています。
166	業務要求水準書	50	第3	2	(4)	カ	外構(PFI事業範囲)資料21「配置計画(案)」	「外構の対象範囲は、資料21「配置計画(案)」に示す、PFI事業範囲とする。」とあり、資料21においてPFI工事範囲が黄色で示されていますが、同図中の着色されていない部分については、一切手を触れてはいけないということでしょうか？或いは原則として現況を保全することを前提として、必要最低限の範囲での工事使用や歩行者動線の設置提案等は認められるのでしょうか？	原則として現況を保全することを前提としますが、必要最低限の範囲での工事使用や歩行者動線の設置提案等は可能です。県の直営工事も同時進行していることから、工事工程の調整も配慮して提案して下さい。
167	業務要求水準書	51	第3	2	(7)		液状化対策	地盤の液状化の恐れがある場合は、これに対する対策を講じた計画とすることとありますが、対象は建物のみで外構部分は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	業務要求水準書	52	第3	2	(8)	ア	一般事項	各棟の給水、給湯、ガス、特殊排水、特殊排気の必要箇所と用途、使用料をご教示下さい。	給水、給湯、ガスについての必要箇所については業務要求水準書資料24に各棟・各諸室別に示したとおりです。用途については同資料の各諸室名から業務要求水準書に記載した用途を確認してください。また、既存施設の光熱水費については示しておりませんが、光熱水費にかかる使用量については業務要求水準書別紙15により示しています。なお、特殊排水、特殊排気については想定していません。
169	業務要求水準書資料6	52	第2	2	(8)	イ	受変電設備・引込回線数について	2回線受電方式は避難場所と想定される第2アリーナ・プール棟のみと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、建物名でご指定下さい。また、電力引込計画図では各棟(グリーンハウス除く)として扱われることになるかと思えます。引込負担金の負担者は事業者ではないと考えてよろしいでしょうか。もし、負担者が事業者の場合は負担額をお教えいただけませんか。	2回線受電方式の対象は、第2アリーナ・プール棟及び本館棟とします。引込負担金は既存総合教育センターへの引き込みルート変更(E-04参照)について発生を想定していません。負担者は事業者となりますので、事業者が確認してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
170	業務要求水準書資料7	52	第2	2	(8)	イ	電話設備	「別々の場所から引き込み、2重ルート化とすること。」とありますが、避難場所と想定される第2アリーナ・プール棟のみと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、建物名でご指定下さい。	第2アリーナ・プール棟及び本館棟とします。
171	業務要求水準書資料24・資料25	52	第2	2	(8)	イ	電気室	要求水準書内に提示されている2回線受電、発電機受電盤及び負荷系統に適する変圧器構成を行った場合、提示されている電気室の面積では配置することが困難となります。電気室及び発電機室の面積の見直しを行い要求水準書を満足する方針としてよろしいでしょうか。また、面積の見直しを行い面積が増えた場合は、上限面積対象外としてよろしいでしょうか。	電気室及び発電機室の面積を提案することは可能です。ただし、延床面積は上限内としてください。
172	業務要求水準書	52	第3	2	(8)	イ	受変電設備	2回線受電方式にするとありますが、今回建設する第2アリーナ棟、本館棟、宿泊棟すべての棟に対しての要求でしょうか。	No.169を参照してください。
173	業務要求水準書資料24・資料25	53	第2	2	(8)	イ	非常電源供給範囲	資料24「必要諸室及び仕様等リスト」の「非常用電源」欄と資料25「非常用電源供給範囲」で齟齬がありません。要求水準書に記載のある資料25「非常用電源供給範囲」を正しいものとしてよいですか。	資料24を正とします。
174	業務要求水準書	53	第2	2	(8)	イ(7)	自家用発電設備	自家用発電設備において「3日間運転可能な燃料を備蓄すること。」とありますが、避難場所と想定される第2アリーナ・プール棟のみと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、建物名でご指定下さい。また、外構に地下タンクを埋設するスペースが確保できない場合、屋内タンク室を作り面積を増やすと考えてよろしいでしょうか。その場合は、参考レイアウトに記載がないため、上限面積対象外としてよろしいでしょうか。	3日間運転可能な燃料は本館棟を想定しています。なお、外構に地下タンクを埋設するスペースが確保できない場合、屋内タンク室を作ることは可能ですが、上限面積の対象となります。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
175	業務要求水準書	53	第2	2	(8)	イ(7)	発電機スペース	要求水準書では、救護室及び大会運営本部への非常用電源の要求が提示されています。また供給負荷は設備設計基準甲類とし、同水準書内に72時間の非常用電源確保の要求が提示されています。第2アリーナ・プール棟、宿泊棟に発電機設置スペースの記載がありませんが、設置する計画と考えてよろしいでしょうか。また、スペースが必要となる場合参考レイアウトに記載がないため、除外面積としてよろしいでしょうか。	No.174を参照してください。
176	業務要求水準書資料24・資料25	53	第2	2	(8)	イ(7)	自家用発電設備	資料25「非常用電源供給範囲」に関して、宿泊棟においては以下と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。 ・「活動拠点室及び活動支援室」「活動通路」「一般事務室」「一般諸室」は対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・「外来待合室、受付カウンター等」とは「受付室」と考えてよろしいでしょうか。 ・「一般廊下」とは「エントランス」「廊下等」と考えてよろしいでしょうか。 ・「階段」とは「階段1」「階段2」と考えてよろしいでしょうか。 ・「被災者への炊き出し」は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
177	業務要求水準書	55	第2	2	(8)	イ(6)	ネットワーク設備工事区分	要求水準書では、本工事としてEPS内幹線用ケーブル用の空配管及び各EPS内の2次側配管配線工事を本工事としネットワーク機器、幹線ケーブル及び試験調整は別途工事と記載が有りますがサーバー用UPSについても別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	業務要求水準書	56	第2	2	(8)	イ(5)	呼出表示設備	「多目的トイレ内には押しボタンを設置するとともに、本館棟の管理課事務室及び守衛室において呼び出し音付き表示灯を設置すること。」とありますが、宿泊棟の呼出しに対しては「受付室」に呼び出し音付き表示灯を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	宿泊棟受付室、本館棟の管理課事務室及び守衛室とします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
179	業務要求水準書	56	第2	2	(8)	イ(七)	中央監視設備	「本館棟の守衛室に集中管理パネルを設置し、一括管理ができるものにする。」とありますが、宿泊棟は一括管理の対象外と考え、宿泊棟内「受付室」にて管理するものと考えてよろしいでしょうか。	宿泊棟についても一括管理の対象内とし、宿泊棟受付室及び、本館棟の集中管理パネルとします。
180	業務要求水準書	56	第2	2	(8)	イ(八)	監視カメラ設備	「屋内及び屋外の必要箇所にカメラを設置し、本館棟の守衛室において記録を行うこと。」とありますが、宿泊棟のカメラ映像は「受付室」にて記録するものと考えてよろしいでしょうか。	宿泊棟についても本館棟の守衛室において記録を行います。宿泊棟受付室でも監視できるものとします。
181	業務要求水準書	56	第3	2	(8)	イ	監視カメラ設備	監視カメラについては、他の監視カメラと別系統すると思いますが、他の監視カメラとは既存のカメラのことでしょうか。また、どの系統を独立させるのかを明示ください。	既存のカメラではなく、総合教育センター内で利用される行動観察用のカメラを指します。行動観察用のカメラの系統を独立させます。
182	業務要求水準書	56	第3	2	(8)	イ	受変電設備	(七)中央監視設備において「本館棟の守衛室に集中管理パネルを設置し、一括管理ができるものにする。」と記載されていますが、一括管理の範囲は、事業者が整備・改修する施設(本館棟、第2アリーナプール棟、テニスコート、グリーンハウス)のみが管理できればよいのでしょうか。また、従前(2016年3月末)までの維持管理業務において一括して警報を受信する設備はあったのでしょうか。	県が整備する施設も含めた全ての主要施設・設備を管理します。また、後段についてはNo.6を参照してください。
183	業務要求水準書	56	第3	2	(8)	イ	受変電設備	(七)中央監視設備において「本館棟整備前、第2アリーナ・プール棟の供用時には、第2アリーナ・プール棟の1階受付に第2アリーナ・プール棟の監視設備を設置すること。」と記載がありますが、第2アリーナ・プール棟の監視設備の設置であり、県が改修する施設(陸上競技場、補助競技場、スポーツアリーナ、球戯場、屋外トイレ・更衣室等)の監視は含まれないのでしょうか。	既存の総合教育センターを除く全施設とし、県が改修する施設(陸上競技場、補助競技場、スポーツアリーナ、球戯場、屋外トイレ・更衣室等)の監視を含みます。
184	業務要求水準書	57	第2	2	(8)	イ(九)	火災報知設備	「本館棟の守衛室に受信機を設置すること。」とありますが、宿泊棟の受信機は「受付室」に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本館棟に親機、宿泊棟に子機を設置してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
185	業務要求水準書	58	第2	2	(8)	ウ(イ)	給排水衛生設備	ドラフトチャバンバー、スクラバー、調理台等(主に本館棟)、備品で設備予定機器類の吸排気量と種別(酸・アルカリ)、給排水ガス必要量、電源容量をご教示下さい。	諸室リストに記載の品番から仕様をご確認ください。
186	業務要求水準書	58	第3	2	(8)	ウ	給湯設備について	「トイレの手洗いや洗面台、給湯室には電気温水器を設置すること」とありますが、宿泊棟のユニットバスについては、中央式給湯方式としてよろしいでしょうか	可能です。
187	業務要求水準書	59	第3	2	(9)	ア(ア)	太陽光パネル	再利用との記載がありますが、保管されている場所をご教示ください。	現総合教育センター敷地内(屋外)での保管を予定しています。
188	業務要求水準書	59	第3	2	(9)	ア(ア)	太陽光パネル	再利用にあたってパネル等の整備は必要でしょうか。	必要です。
189	業務要求水準書	60	第3	2	(10)	ア	駐車場	大会開催時等に大型バスが出入りする可能性がありますが、バスの駐車場利用の想定についてはどのようにお考えでしょうか。	大型バスの駐車スペースは、一般駐車場スペースを兼用することを想定しています。
190	業務要求水準書	61	第2	2	(10)	イ	駐輪場	駐輪場の場所や台数の想定は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	場所については事業者の提案によります。台数については藤沢市との協議を要します。
191	業務要求水準書	62	第2	2	(10)	ク	植栽計画	「敷地内の既存樹木を可能な限り保存し、必要に応じて移植すること。」とありますが、敷地全体の既存樹木図及び既存樹木リストをいただけないでしょうか。また、保存(移植含む)のご要望のある木をご教示下さい。	参考となる資料を開示します。なお、保存樹木の要望は、「資料19許認可申請に係る留意事項、5(1)ウ」及び「資料31参考レイアウト(本館棟周囲外構)」に示しております。
192	業務要求水準書	64	第3	3	(1)	ア	業務実施体制/業務従事者	「事業者は施設整備業務の管理責任者として、業務従事者を指揮監督する「施設整備業務管理責任者」を配置すること」と記載がありますが、「施設整備業務管理責任者」とは、業務要求水準書P.18の設計業務責任者、建設業務責任者の総称という理解でよろしいでしょうか。	総称ではありません。施設整備業務管理者を配置してください。ただし、設計業務責任者、建設業務責任者のいずれかと兼務することは可能とします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
193	業務要求水準書	70	4	(3)	イ	全体事項	<p>「工事中における安全対策については万全を期すこと」、「事業者は、本件工事の施工に伴い通常避けることができない～臭気の発生等により第三者に損害が発生した場合は、その損害を負担しなければならない」との記載がございますが、第三者損害における責任区分については、原則としては事業者がその責めを負うものといいますが、以下の事由による場合は、その対応についてご協議いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の責めに帰すべき事由により生じたもの。</li> <li>・事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない事由による場合。</li> <li>・契約の目的物に基づく日照阻害、風害、電波障害による場合。</li> </ul>	ご理解のとおりです。
194	業務要求水準書	70	4	(3)	イ	全体事項	<p>「許可・確認等に伴い、関係諸官庁から条件を付された場合には、事業者の責任及び費用負担において履行するものとする。」との記載がございますが、この場合における条件付与が事業者が合理的に想定できない事由によるものである場合は、必要と認められる工期と請負代金変更についてご協議いただけますでしょうか。</p>	事由に応じて判断します。
195	業務要求水準書	73	3	(2)		備品調達・設置業務	<p>「什器備品の調達をリース品とすることも可とする。」とありますが、リース契約者は民間事業者であり、事業期間終了時には、リース契約も終了して構わないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
196	業務要求水準書	73	第3	4	(4) イ	備品調達・設置業務	<p>什器備品は資料26「什器備品リスト」を基に、諸室の仕様、事業実施の内容に合わせて提案することとありますが、機能等同等品を選定、提案する事は可能でしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
197	業務要求水準書	73	(4)	イ		備品調達・設置業務	<p>什器備品の調達をリース品とすることも可とありますが、そうした場合のサービス購入料1－(1)の支払方法及び支払時期はどの様になりますか。</p>	リースの場合は、サービス購入料2として支払います。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
198	業務要求水準書	73	第3	4	(4)	イ	業務内容	備品調達・設置業務の業務内容において、什器備品の調達をリース品とする事を可としておりますが、その場合、備品調達・設置業務として事業者がリース会社とリース契約を締結し、所有権移転時には県へのリース契約を承継すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	業務要求水準書	74	第4	2	(3)		業務の対象範囲	「維持管理運営体制」と記載されていますが、「維持管理運営支援体制」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	業務要求水準書	75	第3	4	(1)	イ	引越支援	県が実施する引越し作業において、運搬等の補助作業を行うこととありますが、補助作業の具体的な内容についてご教示願います。	No.201を参照してください。
201	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援	運搬等の補助作業において、資料32「引越し備品リスト」に示す備品等についての運搬とあり、運搬物品の整理等は、貴県で実施するとありますが、運搬物品の書類、図書、小物等の梱包及び荷解きは、業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	運搬物品の書類、図書、小物等の梱包及び荷解きは、業務に含まれないのご理解のとおりです。なお、引越しに必要な梱包資材は事業者で準備してください。ただし、特殊な物品の梱包資材の準備については、県と事業者で別途協議のうえ決定する予定です。
202	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援	引越支援業務における補助作業の具体的な内容等をご教示ください。	No.201を参照してください。
203	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援	引越支援業務における県が廃棄する備品等の集積場所、想定面積をご教示ください。	現時点でお示しできるものではありません。
204	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援業務内容	県が実施する引越し作業において、運搬等の補助作業を行うこととの記載がありますが、補助作業とは具体的にどのような業務を指すのかお示してください。	No.201を参照してください。
205	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援業務内容	県が実施する引越し作業において、運搬等の補助作業を行うこととの記載がありますが、事業者側で負担が想定される費用がありましたらお示してください。	No.201を参照してください。
206	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	引越支援業務内容	県が廃棄する備品について、備品の廃棄費用は県が負担するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	業務内容	「県が廃棄する備品等については敷地内の県指定の場所に1箇所にとまとめておくこと」とありますが、作業者の人数を算出するため、廃棄物の量(重量物の有無を含む)をご教示ください。	No.203を参照してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
208	業務要求水準書	75	第4	4	(1)	イ	業務内容 『県が実施する引越し作業において、運搬等の補助作業を行うこと』とありますが、補助作業の内容をご教示ください。	No.201を参照してください。
209	業務要求水準書	75	第4	4	(2)	イ	開館式の準備・支援 想定する開館式典及び内覧会の回数、参加人数(対象含む)、場所、時期(供用開始時期が異なるものも含め)、県で実施する内容等をご教示ください。	現時点で想定している内容はありません。
210	業務要求水準書	75	第4	4	(2)	イ	開館式の準備・支援業務内容 開館式典や内覧会実施の準備及び支援を行う事との記載がありますが、具体的な業務をお示しください。	現時点で想定している内容はありません。
211	業務要求水準書	75	第4	4	(2)	イ	開館式の準備・支援業務内容 開館式典や内覧会実施の準備及び支援を行う事との記載がありますが、事業者側で負担が想定される費用がありましたらお示しください。	現時点で想定している内容はありません。
212	業務要求水準書	75	第4	4	(3)	イ	維持管理運営体制の確立及び従業員の研修の業務内容 維持管理運営体制の確立とは、職員の採用、採用した職員の研修、維持管理運営に必要な備品・消耗品の準備等が含まれるという認識で宜しいでしょうか。その他含まれる内容がありましたらお示しください。	ご理解のとおりです。その他の内容については事業者の提案によります。No.199の回答を参照してください。
213	業務要求水準書	76	第4	4	(4)	イ	清掃業務 開業準備期間中には競技・練習などは行われないと考えられますが、トレーニングルームや各競技・練習場などの清掃も実施する必要がありますか？	関係法令を遵守し、必要に応じて実施を検討してください。
214	業務要求水準書	76	第4	4	(4)	イ	清掃業務 開業準備期間中も空気環境測定や害虫防鼠作業は必要でしょうか？	関係法令を遵守し、必要に応じて実施を検討してください。
215	業務要求水準書	77	第5	2			業務対象範囲 備品管理業務において「※県が調達した備品は含まない。」と記載がありますが、資料32の引越し備品リストは備品管理業務に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	業務要求水準書	78	第5	4	(2)	イ	業務従事者 「24時間稼働する宿泊棟を有することから、24時間対応できる業務従事者を1名以上配置すること。」とありますが、24時間対応できれば、現地に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理コストの縮減の観点から効率的な配置についてご提案ください。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
217	業務要求水準書	78	第5	4	(2)	イ	業務従事者	「24時間稼働する宿泊棟を有することから、24時間対応できる業務従事者を1名以上配置すること。」とありますが、夜間は運営支援業務の宿泊施設管理業務を兼務することができるとの理解でよろしいでしょうか。	No.216を参照してください。
218	業務要求水準書	78	第5	4	(2)	イ	業務従事者	24時間対応できる業務従事者を1名以上配置とありますが、現地にて24時間常駐が必要という事でしょうか。またその場合、常駐する人員の条件等はございますでしょうか。	No.216を参照してください。
219	業務要求水準書	78	第5	4	(2)	イ	業務従事者	24時間対応できる業務従事者を1名以上配置とありますが、夜間等の配置場所の指定はなく、事業者からの提案でよいでしょうか。	No.216を参照してください。
220	業務要求水準書	83	第5	5	(1)	ウ	要求水準	(ウ)法定点検業務において、「設備が正常に機能しないことが明らかになったとき、適切な方法(保守、修繕、更新等)により対応すること」とありますが、修繕は経常修繕業務の範囲で実施し、更新は、更新の必要性を事業者から県に提案を行うまでが業務範囲と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	ア	経常修繕業務	建築物(本事業により整備する建築物)・外構施設(屋外施設、駐車場、駐輪場)・電気設備・機械設備に関する経常修繕業務を対象とするとの記載があり、備品の経常修繕業務の記載がありませんが、一方でウ要求水準に「事業期間中は備品を含め施設の機能を維持する」との記載がある為、備品も経常修繕業務に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	備品については経常修繕の対象外となります。
222	業務要求水準書	90	第5	5	(5)	ア	業務対象範囲	「50m屋内プール、トレーニングルーム、宿泊棟の日常清掃、ごみ収集については、運営支援業務において実施する。」とありますが、業務効率を考慮して、維持管理の清掃業務で実施することは可能でしょうか。	可能です。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
223	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	『「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施すること(事務所_15,000形_Case3を参考のこと)。』とありますが、記載のない修繕に関しては、本事業の対象外との認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、経常修繕の内容を明確化するため、業務要求水準書、87頁、(2)イ、1点目を次のとおり修正します。 ・本業務で整備する、新築施設、改修施設については、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の経常的修繕及び修繕を実施すること。なお、修繕については、事務所_15,000形_Case3を基本としつつ、内容や頻度等については事業者の提案とする。
224	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	『「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施すること(事務所_15,000形_Case3を参考のこと)。』とありますが、「更新」と書かれている項目は大規模修繕に該当し、本事業の対象外との認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
225	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	『「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施すること(事務所_15,000形_Case3を参考のこと)。』とありますが、「すべき」項目のみ本事業の対象との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	県にて実施する大規模修繕についても経常修繕同様に、『「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施すること(事務所_15,000形_Case3を参考のこと)。』に従って実施されるという認識で宜しいでしょうか？大規模修繕の実施によっては、経常修繕の内容が大きく変更されるため、具体的にご教示下さい。	大規模修繕の内容は、施設の状況や県の財政状況等を総合的に勘案して実施するため、現時点でお示しすることはできません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
227	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	『設備機器を除き必要な経常修繕業務について』とありますが、県が整備するその他の施設については設備機器の経常修繕業務は、本事業の対象外という認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、経常修繕の内容を明確化するため、業務要求水準書、87頁、(2)イ、2点目を次のとおり修正します。 ・県が整備するその他の施設については、県で実施しているこれまでの修繕内容(別紙16「既存施設の修繕履歴等」を参照)を鑑み、設備機器については、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の経常的修繕を、建築については、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官庁営繕部監修、最新版)に記載の経常的修繕及び修繕を実施すること。なお、建築の修繕については、事務所_15,000形_Case3を基本としつつ、内容や頻度等については事業者の提案し、維持管理業務長期業務計画書に記載し業務を実施すること。
228	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	体育館の床の補修(塗装剤の再塗装、ささくれや反ったフローリングの補修等)も経常修繕業務に含まれますか？	含みます。
229	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	事業期間終了時の措置	『県の検査により不適合と認められ、事業者の責であると判断された場合は、事業者が速やかに対応すること』とありますが、県が整備するその他施設についても、本事業の対象となりますか？	対象となります。
230	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	経常修繕業務において、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官庁営繕部監修、最新版)に記載の修繕を実施することとなっておりますが、最新版とは平成17年版の認識でよいでしょうか。今後、本書籍が改訂され、修繕内容や周期の変更がなされた場合は、改訂された書籍に合わせ実施し、増額の場合は費用負担は県の負担でよいでしょうか。	最新版とは平成17年版です。事業実施後の本書籍が改定された場合に、改定に即した修繕内容の変更が必要かどうかについて、事業者と県で協議し、費用負担が発生する場合には、合理的な範囲で県が負担します。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
231	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	県が整備するその他の施設(陸上競技場、補助競技場、スポーツアリーナ、球技場、屋外トイレ・更衣室)における建築設備の経常修繕業務は、本事業に含まれず、建築物のみが本事業に含まれると理解してよいでしょうか。	No.227の質問回答を参照してください。
232	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	維持管理業務計画書に記載する経常修繕業務の実施内容及び頻度は、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)の内容と理解してよいでしょうか。 また、本書籍に基づき作成する計画書の対象施設は事業者で施設整備を行う施設(第2アリーナ・プール棟、本館棟、宿泊棟、グリーンハウス、テニスコート更衣室)でしょうか。	前段については、No.223の質問回答を参照してください。 後段については、県が整備するその他の施設も含まれます。ただし、県が整備する設備機器は含みません。
233	業務要求水準書	87	第5	5	(2)	イ	業務内容	維持管理業務計画書に記載する経常修繕業務の実施は、日常及び定期点検の結果を踏まえて維持管理業務計画書通りの修繕が不要と判断された場合、計画書の修繕内容及び頻度を変更してもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	業務要求水準書	88	第5	5	(3)	ウ	剪定業務	『草刈り(月1回程度)、芝刈り(2～3週間に1回程度)、樹木剪定(随時(シーズン2回程度))を想定すること』とありますが、本PFI事業は敷地範囲が広く、各エリアによっても必要となる植栽管理の水準は異なると考えております。また季節によっても実施回数の必要性が異なります。そのため、実施エリアや実施回数などの設定は、事業者の提案によるご理解でよろしいでしょうか。(来場者に配慮し、近隣に影響を与えない状況を確認することを条件に設定いたします。)	実施エリアや実施回数などの設定は、業務要求水準書の規定を基本としつつ、具体的な要件については、利用者や近隣に影響を及ぼさないことを条件に、事業者の提案によるご理解で結構です。
235	業務要求水準書	88	第5	5	(3)	ウ	剪定業務	『草刈り(月1回程度)』など、現在の管理状況と比較してかなり重い業務仕様になっていると考えます。剪定に関しては、現在の管理状況を参考として事業者提案とさせていただけないでしょうか？	No.234の質問回答を参照してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
236	業務要求水準書	88	第5	5	(3)	ウ	剪定業務	『近隣の迷惑とならないよう』とありますが、これまで近隣から何か苦情が寄せられたことがあれば、ご教示下さい。	樹木の枝葉や雑草が、敷地内からはみ出したり、隣地にかかったりした場合に剪定等の要望があります。
237	業務要求水準書	89	第5	5	(3)	ウ	清掃業務	敷地内に不法に投棄された粗大ごみの処分費については、県の負担という認識で宜しいでしょうか？	不法に投棄された粗大ごみの処分費は投棄した人の負担となります。原則、処分費の負担を事業者を求める予定はありません。
238	業務要求水準書	90	第5	5	(5)	ア	業務対象範囲	表5-5に記載のトレーニングルームとは、P25の図3-1に記載のトレーニングルームを指しますか？その場合、図3-1に記載の各種競技・練習場は維持管理業務の日常清掃の対象範囲外という認識で宜しいでしょうか？	表5-5に記載のトレーニングルームとは、P25の図3-1に記載のトレーニングルームを指します。なお、図3-1に記載の各種競技・練習場は、表5-5の第2アリーナ・プール棟(50mプール、トレーニングルームを除く)に該当するので、日常清掃の対象範囲です。
239	業務要求水準書	90	(5)	ア			清掃業務の対象範囲	陸上競技場・補助競技場・球技場の定期清掃とは、どの様な仕様を想定しているのかご教示下さい。	仕様は事業者の提案に委ねます。
240	業務要求水準書	90	第5	5	(4)	ウ	要求水準	県が整備するその他施設、もしくは敷地内に設置されている貯水槽や排水施設があれば、場所と容量と種別(上水・中水など)をご教示下さい。	「資料04 インフラ図(上水・ガス)」、「資料05 インフラ図(汚水)」、「別紙13 地下埋設物調査(H5)(参考)」、「別紙14 体育センター改築工事(屋外施設-衛生) 完成図 平成9年3月」をご確認ください。
241	業務要求水準書	90	第5	5	(5)	ウ	清掃仕様について	「施設内外の環境・衛生を維持し、機能及び見た目においても快適な空間を保つこと」とありますが、現行の清掃仕様をご提示頂けませんでしょうか。(特に本館棟の各諸室については、利用方法が専門的かつデリケートである事や使用頻度が不明確である事から、清掃の仕様にも幅ができてしまい県がお考えのイメージと齟齬が招いてしまう可能性がある為。)	現在は通常の掃き清掃、定期的なガラス清掃、ワックス清掃、カーペットのクリーニングを行っています。
242	業務要求水準書	92	第5	5	(5)	ウ	50m屋内プール	定期清掃の業務として『(e) 50m屋内プール 床面補修』とありますが、どのような作業を想定すれば宜しいでしょうか？	床面の材質等の提案によりますが、床面補修については維持管理業務として業務に含みます。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
243	業務要求水準書	93	第5	5	(5)	ウ	ごみ収集業務	『施設内より発生するすべてのごみについて』とありますが、イベント時にイベント会場にて発生したごみについては、イベント主催者にて収集・分別・処分するという認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
244	業務要求水準書	93	第5	5	(5)	ウ	施設毎の要求水準	『床及びトレーニング機器等練習・競技エリアはこまめに汗をふき取る等、清潔な状態を保つこと』とありますが、練習・競技の合間に清掃を行う必要があるという認識で宜しいでしょうか？	利用者の入れ替わりのタイミング等において清掃を行ってください。
245	業務要求水準書	93	第5	5	(5)	ウ	施設毎の要求水準	『床及びトレーニング機器等練習・競技エリアはこまめに汗をふき取る等、清潔な状態を保つこと』とありますが、各種競技で使用するリングやマットの清掃も日常清掃の範囲に含まれるとの認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
246	業務要求水準書	94	第5	5	(5)	ウ	外構	『出入口周辺』とは、建物の出入口でしょうか？もしくは、本敷地の出入口周辺でしょうか？	建物の出入口を指します。
247	業務要求水準書	94	第5	5	(5)	ウ	外構	『窓等』について『定期的に清掃を行うこと』とありますが、P92のC (b) ガラス・キャノピー清掃業務には『年4回以上』と記載があります。回数については民間からの提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	業務要求水準書	94	第5	5	(5)	ウ	外構	『外壁、外部建具、窓等』とありますが、『等』とは他に何を想定しておりますかご教示下さい。	外壁に附随する、給気口や排気口等を想定しています。
249	業務要求水準書	94	第5	5	(6)	ウ	要求水準	駐車場維持管理業務において、開館時間内に常駐者を1名配置することとなっておりますが、常駐者は駐車場専用の人員配置が必要でしょうか。	駐車場専用の人員は配置は必須ではありません。維持管理運営コスト縮減の観点から、効率的な配置についてご提案ください。
250	業務要求水準書	94	第5	5	(6)	ウ	要求水準	現在の体育センターの運営においてイベント開催時などの混雑時に周辺駐車場への誘導を行っているのでしょうか。行っている場合は誘導する駐車場を教えてください。	現在は周辺駐車場への誘導は行っていません。
251	業務要求水準書	96	第5	5	(8)	ウ	要求水準	(E)その他において、「県より預託された貸与備品は事業期間終了時に通常で使用できる状態で返却すること」と記載されておりますが、善良な管理者として適切に管理をおこなっていたにも関わらず破損した貸与備品の補修及び買換えは県の負担と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	業務要求水準書	97	5	(9)	ウ	(7)	備品管理業務	備品管理業務には、什器備品の更新は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
253	業務要求水準書	97	5	(9)	ウ	(7)	備品管理業務	備品管理業務には、什器備品の更新は含まれないとの理解ですが、更新が必要な場合は、県に適時適切に更新して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	更新が必要な場合は、事業者から県に報告してください。県で、更新を検討します。
254	業務要求水準書	97	第5	5	(9)	イ	備品管理業務	「公共サービスの提供に支障をきたさないよう、常に利用者が什器備品を安全に使える状態を維持すること」との記載がありますが、競技ルールの変更・パソコンをはじめとする設置備品のシステム変更等は、事業者側で試算が難しい為、備品の買い替え費用(更新費用)は県の負担との認識でよろしいでしょうか。	競技ルールの変更や設置備品のシステム変更により生じる、更新費用については、対応の可否を含めて対応を県で検討します。原則として、予測不可能な設備の変更等は事業者の業務範囲外とします。
255	業務要求水準書	97	第5	5	(9)	ウ	要求水準	(7)保守管理業務において「施設運営上必要な什器備品を適宜整備する事」と記載されておりますが、適宜整備した備品の設置費及び保守等の費用負担は県の負担と考えてよいでしょうか。	施設運営上必要な什器備品については、事業者の業務範囲において設置し、保守を行ってください。
256	業務要求水準書	97	第5	5	(9)	ウ	要求水準	(7)保守管理業務において管理者の不備なく不具合の生じた備品の補修は県の負担と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	業務要求水準書	101	第6	4	(1)	ウ	ホームページ	「一部施設の使用中止や自主事業等の中止に際しては、体育センターのホームページ・・・利用者に周知する」との記載がありますが、体育センターのホームページ及び施設のリーフレット等は県にて作成するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。県のホームページ及びリーフレットに掲載する内容について、県の担当部署に情報提供をお願いいたします。なお、詳細については、事業開始後協議の上決定します。
258	業務要求水準書	101	第6	4	(1)	ウ	ホームページ	「一部施設の使用中止や自主事業等の中止に際しては、体育センターのホームページ・・・利用者に周知する」との記載がありますが、事業者は、県が作成したホームページにて、事業者が実施する自主事業等も告知できるという認識でよろしいでしょうか。	No.257を参照してください。
259	業務要求水準書	101	4	ウ	(7)		施設利用にかかる総合的な案内	本館棟利用者の受付以外での総合案内はグリーンハウスで行うことでよろしいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所		タイトル	質問	回答		
260	業務要求水準書	102	4	(ウ)	使用料金の徴収業務	トレーニングルームの一般利用者の使用料金徴収代行もグリーンハウス総合受付で行うのかご教示下さい。	グリーンハウス総合受付や第2アリーナプール棟受付での料金徴収が考えられますが、利用実態(個人利用が中心)や利便性の観点から券売機による徴収など事業者の提案に委ねます。		
261	業務要求水準書	102	4	(I)	利用許可書の発行	講習会受講者等への利用許可証の発行を行うとありますが、講習会とは何を指すのかご教示下さい。	講習会とは、要求水準書105ページに記載の、「トレーニングルーム利用講習会」を指します。		
262	業務要求水準書	102	4	(I)	利用許可書の発行	ウェイトリフティング・ボクシング練習場・トレッドミル室など個人で利用が想定される方々への利用許可証の発行は必要なのかご教示下さい。	ウェイトリフティング、ボクシング練習場等の一般の個人利用は想定していません。トレーニングルームの利用者についてのみ利用許可証が必要です。		
263	業務要求水準書	103	第6	4	(2)	ウ	要求水準	(ア)施設管理において、「鍵の貸出しは行わないこと」と記載されておりますが、宿泊棟に配置される大浴場、ミーティングルームも同様でしょうか。宿泊棟の運営方法・人員体制に影響があります。	宿泊棟に配置される大浴場、ミーティングルームも同様です。 原則として、利用が無い時間帯は施錠している状態としてください。ただし、利用状況に応じて、鍵の施錠を行わないことのほうが合理的である場合には事業者の判断により対応してください。
264	業務要求水準書	103	第6	4	(2)	ウ	要求水準	(ア)施設管理において、「利用者に対してごみは全て持ち帰るよう徹底する事」とありますが、利用者及びイベント主催者に対し、適切に注意喚起を行ったにも関わらず発生した場合は事業者の責は免れるという認識でよいでしょうか。 また、宿泊棟において本水準を利用者に求める事は困難と考えます。宿泊棟は事業者にてごみを処理するとの認識でよいでしょうか。	前段のご質問については、平成28年5月18日付け実施方針等に対する質問回答書 No.261を参照ください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
265	業務要求水準書	103	第6	4	(2)	ウ	セッティング	サッカーゴール等のセッティングの方法については、事業者側で提案が可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	業務要求水準書	103	第6	4	(2)	ウ	鍵の貸出し	「利用時間に応じて、施設の解錠・施錠を行い、利用者に鍵の貸し出しを行わないこと」との記載がありますが、屋外施設・屋内施設の各居室は、利用が無い時間帯は、鍵は施錠している状態との認識で宜しいでしょうか。つまり利用時間ごとに施設に従事する職員が鍵の解錠を行わなければならないという認識で宜しいでしょうか。	原則として、利用が無い時間帯は鍵を施錠している状態としてください。ただし、利用状況に応じて、施錠を行わないことのほうが合理的である場合には事業者の判断に応じて対応してください。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
267	業務要求水準書	104	第6	4	(2)	ウ	教員研修	体育センター・総合教育センターで実施された教員研修における、屋内外設備の準備と片付けを実施した実績を過去3カ年分お示しください。(可能であれば月別、施設別、何人で準備・片づけを実施したのか対応人数等をお示しください)	本館棟で実施する教員研修は準備・片付けの必要はありません。「施設利用(研修施設を含む)」とは体育・保健体育にかかる教員研修のため第2アリーナ・プール棟等を使用する場合を想定していますが、これについて開示できるデータはありません。通常的一般利用と同程度の準備・片付けとなります。
268	業務要求水準書	106	第6	4	(5)	ウ	宿泊施設管理業務	外国人との日常生活上支障のない程度の英会話が可能となる者に対応できるようにすることとありますが、対応可能な者を少なくとも1人以上配置すれば宜しいでしょうか。また英会話レベルは参考となる資格レベル指標等ございますでしょうか。	ご理解のとおりです。英検2級程度の語学力、もしくは英語圏での生活経験を有し、外国人との日常生活上支障のない程度の英会話が可能となる者を想定しています。
269	業務要求水準書	106	第6	4	(5)	ウ	宿泊施設	宿泊施設の人員配置条件は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理運営コスト縮減の観点から、効率的な配置についてご提案ください。
270	業務要求水準書	108	第7	3	(1)	-	貸付料	貸付料における土地の基準単価の算出根拠となる土地台帳価格についてご提示願います。	様式集(提案審査関係)に貸付料目安算出表を添付しており、現時点での土地台帳単価を掲載しています。
271	業務要求水準書	108	第7	3	(1)	-	貸付料	客席部分につきましては宿泊施設利用者やその他施設利用者との共同利用が想定されますが、貸付料の対象外との理解で宜しいでしょうか。	No.272の質問回答を参照してください。
272	業務要求水準書	108	第7	3	(1)		貸付料	飲食物販施設について貸付料の対象となる区分(区域)をご教示下さい。 客席部分(ホール部分)について、営業時間外をリーススペースとして活用、又、営業時間中も持込み利用を可能にした場合、共用部分として貸付料の対象外にする事は可能でしょうか。	民間収益施設として、事業者が独占的に使用する区域を貸付料の対象と考えています。 後段については可能ですが、その際グリーンハウス2階との関係や持込利用者と購入利用者とが競合した場合の住み分けを整理する必要があります。
273	業務要求水準書	108	第7	3	(1)		貸付料	自動販売機は貸付料の対象となりますでしょうか。又、対象となる場合の区分(区域)をご教示下さい。	対象となります。業務要求水準書108ページに記載の貸付料の計算をご確認ください。
274	業務要求水準書	108	第7	3	(1)		飲食施設等の貸付料	宿泊棟の1階にある飲食施設の貸付料の対象となる箇所は、事業者が占有する部分のみで、それ以外の部分は対象外との理解でよろしいでしょうか。	No.272の質問回答を参照ください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
275	業務要求水準書	108	第7	3	(1)	要求水準	県にて整備する施設や外構、敷地内ルート等において自動販売機を設置する場合の貸付料を教えてください。また、グリーンハウスにおいては、事業者にて改修となります。その場合における貸付料の算定方法について教えてください。	No.273の質問回答を参照ください。グリーンハウスについても同様とします。	
276	業務要求水準書	109	第7	4	(1)	食堂機能	食堂設備に関する厨房機器や配管(配線)等の設備に関する費用負担区分等をご教示下さい。	1次側(床までの配管の立ち上げ、電力の引き込みから分電盤までの配線等)は、PFIの施設整備の中で実施し、2次側(床から上の配管、分電盤以降の配線等)は、飲食施設等運営事業者の負担となります。なお、厨房機器の購入・設置に係る費用についても同事業者の負担となります。	
277	業務要求水準書	109	第7	4	(1)	ウ	要求水準	事業者ヒアリングにおいてご回答を頂いておりますが、宿泊棟等の施設稼働率向上を目的とし、飲食施設においてアルコールの販売は可能でしょうか。	宿泊棟内(飲食施設を含む)での対面販売のみ可能とします。自動販売機でのアルコール類の販売は不可とします。
278	業務要求水準書	109	第7	4	(1)	ウ	要求水準	アルコール販売が可能な場合、自動販売機運営業務ではアルコール販売が禁止となっておりますが、飲食施設内に設置する自動販売機でのアルコールの販売は可能でしょうか。	No.277を参照してください。
279	業務要求水準書	110	第7	4	(2)	ウ	自動販売機	現在、想定されている設置台数は御座いますでしょうか。又、設置台数等に制限は御座いますでしょうか。	想定設置台数や設置台数の制限はありません。
280	業務要求水準書	112	第8	3	(1)	イ	使用料金の考え方	自主事業の収支計画とも連動してくるため、県にて想定している体育センターの各施設・その他設備(照明等)における使用料をお示しください。	今後、条例で規定する施設使用料によることとなります。現時点では新施設の使用料について定まっておらず、現時点では新施設の使用料について定まっておらず、現時点では「神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例」に定められた使用料を参考としてください。
281	業務要求水準書	112	第8	3	(1)	イ	減免団体	施設使用料が公表されていない状況ですが、施設使用料に係り、減免となる団体はどういった団体を想定していますでしょうか(多目的パラスポーツ競技・練習場は、障がい者の方は無料等、居室別の減免の方向性がありましたら、そのお考えも含めてお示しください)	「神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例」及び「神奈川県立体育センターの利用等に関する規則」を参考としてください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
282	業務要求水準書	112	第8	3	(1)	イ	施設使用料の支払い	施設使用料については、自主事業実施者が県に収めるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	業務要求水準書	第8	3	(1)		イ	使用料金	自主事業者が貴県に支払う「施設の使用料」についてご教示下さい。	No.280の質問回答を参照してください。
284	業務要求水準書	112	3				使用料金の考え方	自主事業に係る費用(照明費用を含む)は事業者が負担することとありますが、どの様な算出方法で負担するのかご教示下さい。	No.280の質問回答を参照してください。
285	業務要求水準書資料3	2～5					稼働率	P2～5に記載の各施設について、予約システムで予約の取れる施設については、過去3カ年の月別の稼働率をお示しください。	該当する統計等がありません。平成25～27年度施設月別利用状況を開示します。
286	業務要求水準書資料3	3					屋外プール	屋内プールについて過去3カ年の利用者数実績が掲載されていますが、屋外プールにおける過去3カ年の利用者数実績をお示しください。	屋内プールと屋外プールは一体として運用しており、利用者を区分していません。過去の利用状況については資料16を参照してください。
287	業務要求水準書資料6						引込方式	高圧引込は、スポーツアリーナへの高圧幹線をハンドホール内で分岐し、アリーナ・プール棟電気室内受変電設備に引込む計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	業務要求水準書別添資料10						一般事項	天井高についての留意事項の記載がありますが、実際に天井高さについて基準が示されているのはプール棟2階の「ダンス・体操競技・練習場」のみです。その他の諸室における天井高の基準が設けられているものについてご教示ください。	資料24ダンス・体操競技・練習場の特記事項「天井高さ3.5以上」は削除します。その他の諸室については業務要求水準書等を確認の上適切な高さを確保した設計としてください。
289	業務要求水準書資料13						埋蔵文化財	建設範囲に埋蔵文化財の調査が必要になるかもしれないエリアがかかっていましたが、調査と費用は事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。埋蔵文化財調査は県が実施します。
290	業務要求水準書別添資料19	5	6	(1)			建物用途について	グリーンハウスについても、「教育研修施設」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
291	業務要求水準書資料19-添付13						敷地	前回質疑回答で現体育センターと総合教育センターの敷地は一敷地として計画するようご回答がりましたが、資料19によると総合教育センターの敷地を分筆するような記載があります。総合教育センターの一部を分筆する場合、敷地面積をご教示下さい。	「資料19許認可申請に係る留意事項、6-(3)」に示す様に、分割は将来の可能性で面積は未定です。資料19-添付13に示すように、残置する既存総合教育センターの建物との隣棟間隔と隣地斜線を考慮の上、本館棟の配置を提案してください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
292	業務要求水準書資料22			主な工事動線部	主な工事動線部の車両通行期間・時間の規制(学校対応他)は無いと考えてよろしいでしょうか。	敷地内通路は一般の通行を認めているため、通勤通学の時間帯や隣接する総合教育センターで研修を行う時間帯によって通行者へ配慮を要する時間帯があります。また、国道側の入口等県が別に実施する工事の動線と重複する場合があります。
293	体育センター利用者用食堂における提供食	-	-	食堂売上について	提供数に加え、食堂全体の売上を可能な範囲でご開示頂けないでしょうか。	提供数は資料18を参照ください。売上げについては開示可能なものではありません。
294	業務要求水準書資料19			行政協議	関係機関に協議するとありますが、基本設計時に再度行政協議を行うのが通常と考えられます。現状で行政協議を行う場合、場合によっては受け入れていただけない場合が多くあると思われまます。本事業内で行政協議を行うべきでしょうか。	行政協議の実施及びその時期は事業者の判断とします。
295	業務要求水準書資料19-添付6			消防活動空地	芝生内に耐荷重25tの指定がありますが、芝生で確保することは困難なため、消防車が停車することに配慮した路床・路盤の構成と考えてよろしいでしょうか。	天然芝が望ましいと考えております。天然芝である場合も耐荷重を配慮した路床と路盤の構成として計画してください。
296	業務要求水準書資料19-添付6			避難器具	本館棟の避難器具としてバルコニー及び避難ハッチの記載がありますが、法令どおりであれば他の避難器具を採用してもよろしいでしょうか。また、法的にバルコニー、上下式ハッチが必要ない場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	「資料19許認可申請に係る留意事項、3-(2)」に示す様にバルコニーや上下式ハッチは消防活動空地の代替として特例で考慮され、消防活動空地は「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」により義務づけられます。消防活動空地等の計画は事業者が関係機関と協議の上、計画してください。
297	業務要求水準書資料19-添付10			事業者施工範囲	ゴミ置場の3棟やPCB保管庫・温室はPFI工事対象のハッチングがかかっていません。要求水準書(本文)を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。資料19-添付10は県が雨水浸透阻害行為について、神奈川県行政関連窓口との事前相談に使用した図で工事範囲を指示する目的ではございません。
298	業務要求水準書資料19-添付10			自転車等駐車場	資料19での行政協議にて、既存施設利用について必要とされる台数を検討し、とありますが資料19-添付10で示されている自転車等駐車場台数は既存施設・新設される施設全てにおいて想定される総数を盛り込んだ台数と考えてよろしいでしょうか。また、資料19に記載された以外の建物用途について把握したいので、協議内容を開示いただけませんか。	資料19-添付10は県が雨水浸透阻害行為について、神奈川県行政関連窓口との事前相談に使用した図で自転車駐車場を指示する目的ではございません。自転車駐車場についての行政との協議内容は、「資料19許認可申請に係る留意事項、2-(5)」に示す事のみです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
299	業務要求水準書資料22			ローリング計画について	宿泊棟の着工時期については、県直営工事(競技場部)の工事動線確保を条件として、調整可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	業務要求水準書資料22			仮囲い位置について	PFI事業工事建物建設中の仮囲い位置は車両動線および第三者通路を条件として、調整可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	業務要求水準書資料22			仮設事務所等設置について	第二アリーナ・プール棟および宿泊棟の供用開始(H32.4)～本館棟工事完了(H32.12)までの期間、外構の一部に現場仮設事務所、作業員詰所を設置することは可能でしょうか。	他の工事動線等に干渉しない範囲での設置は可能です。
302	業務要求水準書資料22			掘削土の場外残土処分	残土処分地の指定はなしと考えてよろしいでしょうか。	残土処分地の指定はありません。事業者において適法に処理してください。
303	業務要求水準書資料23	全般		用途変更申請について	「グリーンハウス改修工事基本計画」の内容に沿った改修計画とした場合、用途変更申請は不要と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
304	業務要求水準書資料23			設備仕様について	設備工事は内装改修に関連した設備器具・配管類の改修工事のみで外装部他、メインのインフラについては既存のまま利用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	業務要求水準書資料23			修復基準	資料23の修復基準では、外部建具のスチールサッシュは、ケレンし再塗装とあります。経年により建付がきつくなったりする部位があった場合は、建具(西面、北面)のように同等品(アルミサッシュ可)に交換することが必要でしょうか。それとも基準通り工事を実施することになりますか。	南面東面は原則として既存と同等のスチール製とします。
306	業務要求水準書資料23			外部仕上表	外壁は、高圧洗浄及び劣化部下地モルタル補修の上スタッコ調仕上となっていますが、モルタル下地材の補修までは不要でよろしいでしょうか。	劣化部分のみ必要です。
307	業務要求水準書資料23			外壁補修工事内容について	外壁クラック補修、サッシュまわり、外壁目地シールは別途と考えてよろしいでしょうか。	改修工事に含まれます。
308	業務要求水準書資料24			天井高さ	天井高さは、想定される競技で必要な高さ、及び法的に必要な高さ以上で考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	業務要求水準書資料24			自然採光	自然採光が必要な諸室は適宜想定の上提案してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
310	業務要求水準書資料24			フェンシング競技・練習場	フェンシング室にスポーツクライミング一式との記載があります。スポーツクライミング一式とはクライミングウォールとの理解でよろしいでしょうか。	フェンシング競技・練習場に特記事項にある、「スポーツクライミング一式」は誤記ですので削除します。
311	業務要求水準書資料24			フェンシング競技・練習場	上記の場合、設置場所はフェンシング室のままでよろしいでしょうか。	No.310の質問回答を参照してください。
312	業務要求水準書資料24			諸室面積	備品の配置を計画したところ倉庫面積が不足するものと見込まれます。一方で、講堂やその他の諸室等はいっとコンパクトにできると考えられるものがあります。共用部以外の諸室についても全体を最適化できるよう、業務に支障のない範囲で個々の面積の制約を外す調整をさせていただいてもよろしいでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
313	業務要求水準書資料24			諸室面積	諸室の面積について、倉庫や会議室・講義室など収容人員が明確な場合は面積の±5%は除外していただけないでしょうか。倉庫は指定の面積では不足しています。また、講義室などは人数に対して広すぎる諸室があります。	No.109の質問回答を参照してください。
314	業務要求水準書資料24			諸室	必要諸室リストに記載のない諸室を提案として追加するのは問題ないでしょうか。	問題ありません。想定面積を超えない提案としてください。
315	業務要求水準書資料24			諸室	必要諸室リストに記載があっても、機能上不要な場合(設備諸室等)は削除してもよろしいでしょうか。	削除しても構いません。
316	業務要求水準書資料24			諸室面積	諸室を利便性や機能性を重視し、分割したり、集約して計画する場合、合計面積が±5%以内に入っていればよろしいでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
317	業務要求水準書資料24			天井高さ	天井高さについて、最低高さを示すとありますが、表中に天井高さの欄が見当たりません。機能性を重視して、事業者の提案としてよろしいでしょうか。	特記事項、業務要求水準書に記載のある天井高さを確保してください。指定の無い天井高さについては、ご理解のとおりです。
318	業務要求水準書資料24			自然採光	自然採光が必要な諸室について、表中に欄が見当たりません。機能性を重視して、事業者の提案としてよろしいでしょうか。	特記事項、業務要求水準書に記載のある自然採光を確保してください。指定の無い自然採光が必要な諸室については、ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
319	業務要求水準書資料24			間取り	間取り固定とは、隣接・近接関係を考慮するという意味で、参考レイアウトそのままの平面にしなければならないという意味ではないと解釈してよろしいでしょうか。	No.109の質問回答を参照してください。
320	業務要求水準書資料26			参考レイアウト	参考レイアウトにはPS/EPS/DSなどの設備スペースが含まれていません。参考レイアウトに記載がなく、建物として必要な諸室は上限床面積には含まれない（上限を超えて計画して良い）と考えてよろしいでしょうか。 不可の場合、参考レイアウトは共用部に余裕がなく、また各諸室の面積制約があるため、調整が困難です。諸室の面積制約を外す等の措置をお願い致します。	No.109の質問回答を参照してください。
321	業務要求水準書資料26・資料27・資料28・資料29・資料			什器備品リスト・引越し備品リスト	参考レイアウト図の各諸室表記什器と、什器備品リスト・引越し備品リストを合体した什器数が大きく異なる場合がございます。要求水準にて、各諸室の面積に制約があるため参考レイアウト図に記載された什器数を正と考えてよろしいでしょうか。	資料26の什器備品リストが正となります。併せてNo.330を参照してください。
322	業務要求水準書資料26・資料32			什器備品リスト・引越し備品リスト	什器備品リストの第2アリーナ・プール棟の諸室に、大会等本部室・大会運営本部室とあり、引越し備品リストには、第2アリーナ・プール棟の諸室に、大会本部室とあります。全て同諸室と考えてよろしいでしょうか。また、その場合諸室名としては資料24「必要諸室及び仕様等リスト」を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	業務要求水準書別紙8			公共施設利用予約システムについて	必要機器の条件の記載における利用者用タッチパネル式窓口端末について、現在はインストールできないソフトの記載があると思われる為、再度条件をお示し頂いても宜しいでしょうか。	タッチパネル式窓口端末には施設予約利用システムが使用できるソフトを適宜インストールしてください。
324	業務要求水準書資料26	12		第2アリーナ・プール棟備品	サービス向上を前提として、資料26に記載の「新部屋名」から「品名」を別の「新部屋名」に移動させて提案する事は可能でしょうか。	可能です。
325	業務要求水準書資料26	13		ダンス・体操競技・練習場	ダンス・体操競技・練習場の備品リストに音響の記載がありませんが、設置を想定されているという認識で宜しいでしょうか。	設置を想定しています。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
326	業務要求水準書資料26	18		入退場ゲート	入退場ゲートについて、「受付・管理室・放送室」の「新部屋名」に設置との記載がありますが、第2アリーナ・プール棟の利用者は全員、この入退場ゲートを通ることが必須ということでしょうか。	入退場ゲートは屋内プール利用者のみが利用するゲートになります。
327	業務要求水準書資料26			備品全般	サービス向上を前提として、資料26に記載の備品を持ち込まずにご提案する事は可能でしょうか。	可能です。
328	業務要求水準書資料26				資料26記載のリストを参考とし、事業者にて提案を行うことが求められておりますが、現時点で什器・備品の寸法及び数量を正確に判断できないと推測されます。什器・備品の選定及び数量は今後の協議事項として頂けないでしょうか。	入札及び提案書類の提出時には、資料26に記載の備品と数量でご提案ください。
329	業務要求水準書資料26				資料26に記載のある「新規」「買換」は、「新規」は現存する什器備品がなく新たに購入するもの、「買換」は現存する什器備品を買い換える理解でよいでしょうか。また、「買換」は現存する什器備品の要求水準P75開業準備業務4.(1)イに記載の業務を実施し、廃棄及び廃棄費用は県と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	業務要求水準書資料32			引越し備品	引越し備品の中で、運営上、必要ないと判断出来る備品については、県と協議の基、廃棄する事は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。引越し備品については現在使用している備品等、県が準備可能な備品を計上しています。提案内容により不要となる備品については県の負担で廃棄等を行います。
331	業務要求水準書資料32			引越し備品	要求水準書P75には、県が廃棄する備品の記載がありますが、資料32の備品の中から再度、県が備品を精査して廃棄する備品を決定するとの認識で宜しいでしょうか。	No.330を参照してください。
332	第2アリーナ・プール棟1F平面図			プール仕様について	プールはSUS下地にタイル張仕上と考えてよろしいでしょうか。タイム連動の飛び込み台、電光掲示板の仕様・システムをご提示願います。	いずれも事業者の提案に委ねます。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
333	業務要求水準書資料4	M-04				北棟への給水について	本館棟竣工後、既存北棟への給水は本館棟受水槽より供給することとしてよろしいでしょうか。また、その場合の供給先は北棟のみを対象とすることによろしいでしょうか。	既存の総合教育センターの受水槽は北棟のみではなく総合教育センター全棟に給水します。新規本館棟とは別に設置します。資料19-添付13に示す将来の敷地分割の鑑みた上で総合教育センター北棟脇、総合教育センター内に計画してください。「資料4 インフラ図(上水・ガス)」を訂正します。また、既存総合教育センターの冷却水の配管図を別紙17として示します。
334	様式集(提案審査関係)様式1-5					全般	要求水準書本編と記載に相違がある場合、本編を優先すると考えてよろしいでしょうか。 ※例:宿泊棟のミーティング室について、本編は「適宜」、チェックシートは「各階」など	内容に応じて異なります。他のNo.の質問回答を参照してください。
335	様式集(提案審査関係)	1	1	(1)		作成要領、全般	他の様式や補足資料に関連する様式を参照することとありますが、提案書に補足資料を必要に応じて添付してもよいとの理解でよろしいでしょうか。例えば金融機関からの条件書や契約条件等の協議に関して使用した資料等です。	補足資料の添付は不可とします。
336	様式集(提案審査関係)	1	1	(2)		書式等	仕様ソフトはMicrosoft Word又はExcel、JWCADを使用することとありますが、P3の3提出書類一覧では、備考欄にエクセル形式のみ記入があり、ワード形式の記述はありません。空欄の様式番号は、他のソフトを使用して作成してよろしいでしょうか。また、他のソフトで作成した提出書類の電子データでの提出は、Adobe Acrobat Readerとすることによろしいでしょうか。	提出書類一覧で特に「エクセル様式」を指定されているものはMicrosoft Excelで提出してください。特に指定のないものはMicrosoft Word又はJWCAD(それ以外については、dxf変換を行うこと)により提出してください。なお、dxf変換を行うことが技術的に困難である場合についてはPDF形式での提出を可とします。
337	様式集(提案審査関係)様式1-5	1	第2	11	(10)	イ 残置杭の撤去について	現体育センター本館棟及び現宿泊棟の既存杭について適宜撤去することとありますが、別紙12に既存本館棟の構造図がありません。既存構造図の御発行をお願い致します。	開示できる資料はありません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
338	様式集 (提案審査 関係) 様式 1-5	9	第2	519	(11)	オ	敷地内通路のうち、埋設配管更新、施設整備損傷部分について、業務範囲を県と協議のうえ、改修を行うとありますが、更新必要部分及び損傷部分、業務範囲が不明です。改修範囲のわかる資料を御提示願います。	開示できる資料はありません。
339	様式集						様式2-1 本様式の入札金額は、税抜で記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	様式集						様式2-2 (1/1) 本表は円で記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	様式集 (提案審査 関係)	2	2	(1)			様式企業 の商号又 は名称の 記載につ いて 副本については、構成員と協力企業の名称を設計企業A等と置き換えるとありますが、協力企業や下請企業、金融機関、アドバイザー等の代表企業・構成員に該当しない企業については、提案書に企業名を出すことはできるとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業や下請企業、金融機関、アドバイザー等の代表企業・構成員に該当しない企業についても名称を置き換えてください。
342	様式集 (提案審査 関係)	3	3				提出書類 一覧 添付の指示のない資料について、事業者の任意で提案書に添付する事は可能でしょうか。	指示のない資料の添付は不可とします。
343	様式集 (提案審査 関係)						様式3-5 ②面積表が図示されておりますが、同図の欄に“○階面積”という欄が2行あります。正しい場合は、明記内容を詳細にご教示下さい。誤記の場合は、正しい図をご教示下さい。	提案する階数に応じて、列を適宜増やし、該当する面積を記載してください。例えば階数が3の場合は1列追加し、1階面積、2階面積、3階面積として、該当する面積を記載してください。
344	様式集						様式4-6 (1/1) 長期収支計画表において平成47年度、平成48年度の欄がありますが、本事業は平成46年度末(平成47年3月31日)に終了しますので、この欄は不要との理解でよろしいでしょうか。②あるいは、すべて0を記入することよろしいでしょうか。	平成47年度、平成48年度の欄は不要とのご理解で結構です。
345	様式集						様式4-6 (1/1) 本表は発生ベースでの記入との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
346	様式集 (参加資格 関係)	5 様式2 (2/2)		<添付書 類> 連結決算 の貸借対 照表及び 損益計算 書	添付書類の「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」は、原本証明は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	原本証明は必要です。
347	様式集 (参加資格 関係)	5 様式2 (2/2)		<添付書 類> 納税証明 書(法人 税、消費 税、法人 事業税) (直近1年 分)	法人税、消費税については、納税証明書(その3の3)の提出でよろしいでしょうか。 法人事業税については、未納の徴収金がないことを確認できる納税証明書の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	様式集 (参加資格 関係)	5 様式2 (2/2)		<添付書 類> 定款(最 新のもの)	代表者の記名押印による原本証明を付することで、最新の定款と認定頂けますでしょうか。	代表者の記名押印による原本証明を付することで、最新の定款として認定します。
349	様式集 (参加資格 関係)	5 様式2 (2/2)		<添付書 類> 法人登記 簿謄本	法人登記簿謄本は、現在事項全部証明書の提出でよろしいでしょうか。	履歴事項全部証明書を提出してください。
350	様式集 (提案審査 関係)	様式5-12		工事費内 訳書	施設整備費等見積書(様式5-11)に添付する工事費内訳書の費目は、いわゆる中項号でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	様式集 (提案審査 関係)	様式5-13		開業準備 費見積書	「※駐車場の整備については、サービス購入料1-(1)またはサービス購入料1-(2)に含める」とありますが、「駐車場の開業準備については、サービス購入料1-(3)またはサービス購入料1-(4)に含める」との記載が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	「※駐車場の整備については、サービス購入料1-(1)またはサービス購入料1-(2)に含める」は削除します。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
352	様式集			様式5-13 (1/1)	開業準備期間中の維持管理費用そのものの費用項目がありませんが、欄を追加して維持管理費用を計上してもよろしいでしょうか。維持管理費用はあくまで施設供用開始後の費用としてサービス購入料に計上されるため。	ご理解のとおりです。
353	様式集			様式6-2	本様式は、①あくまで平準化しない経常修繕費用の計画金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。②欄の最下段に実際に支払われるサービス購入料の平準化した金額を記載して他の様式との整合性をとってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	様式集			様式6-2	本様式の事業期間に平成47年度の欄がありますが、①本事業は平成46年度末(平成47年3月31日)に事業が終了しますので、平成47年度の欄は削除してもよろしいでしょうか。②事業期間終了後は平成47年度から初めて、平成56年度までの10年間とすればよろしいでしょうか。	①、②とも、ご質問のとおりです。
355	様式集			様式6-3 (1/2) (2/2)	本様式中の修繕費の合計金額が、様式6-2の修繕計画書の合計金額と同額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	様式集			様式6-3 (1/2) (2/2)	本様式に平成47年度の欄がありますが、事業終了は平成46年度末となっていますので、この欄は削除してもよろしいでしょうか。	可能です。
357	特定事業契約書(案)	5	第1条 (32)	定義	『「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から・・・』とありますが、「本契約の締結日」とは、仮契約の締結日(平成29年4月予定)のことでしょうか、議会議決を経て本契約が成立する日(平成29年7月予定)でしょうか。	第1条(32)の「本契約の締結日」とは、県議会の議決を経て本契約が成立する日をいいます。
358	特定事業契約書(案)	8	9条	許認可等の申請の遅延	事業者の帰責によらず、許認可等の申請が遅延した場合、増加費用は貴県が負担するとありますが、工期の遅延が生じた場合も、工期を変更(全体スケジュール表の変更)いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工期の変更について明確にするため、第9条第5項に下記の通り追記します。 「この場合、工期の変更が必要となる場合には、工期の変更について関係者協議会において協議する。」

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
359	特定事業契約書(案)	10	第14条 2項	第14条 (談合その他不正行為による解除)	「契約金額の10分の1に相当する額」とありますが、違約金額の負担の比率が過度である為「当該年度の支払額の10分の1」程度等に割合の見直しをお願い出来ませんか。	原案のとおりとします。
360	特定事業契約書(案)	11	第15条 1項	第15条 (労働関係法規の遵守)	最低賃金法に基づく最低賃金が事業者で想定して以上に上昇又は下降した場合は、法令変更(第77条、第78条)に基づき協議させて頂けるのでしょうか。	第77条、第78条の要件に該当する場合はご理解のとおりです。なお、サービス購入料の改定については、別紙9に従うこととなります。
361	特定事業契約書(案)	13	第20条 1項	第20条 (県の請求又は承諾による設計図書の変更)	「県は自らの要求に基づき本施設の設計図書を変更することにより事業者に合理的な増加費用が発生するときは、その増加費用を負担する」とありますが、この増加費用は、将来に亘る維持管理・運営費用の増加も含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	特定事業契約書(案)	13	第21条 第1項 第2項	法令変更、不可抗力による設計図書の変更	「法令の改正又は不可抗力により、本施設の設計図書の変更が必要となった場合、当該変更に必要な合理的な費用は県が負担する。」と記載されていますが、この場合、貴県は事業者による工期等の変更要請を合理的な理由なく拒否しないとの理解でよろしいでしょうか。	第21条第1項に基づき、合理的に対応します。
363	特定事業契約書(案)	15	第28条	近隣対策	「事業者は、～合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとし、本件工事及びそれに伴う生活環境影響を理由とする住民反対運動や訴訟については、事業者が一切の責任を負い、これに起因する増加費用及び損害の全てを自ら負担する。」との記載がございしますが、事業者が合理的に要求される範囲の近隣対策を果たしてもなお避けられない事由に起因して紛争が発生した場合は、その対応についてご協議いただけますでしょうか。	ご想定的事象が発生した場合には、第7条に基づき関係者協議会で協議することが可能です。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
364	特定事業契約書(案)	17	第33条	第三者損害	<p>「工事中における安全対策については万全を期すこと」、「事業者は、本件工事の施工に伴い通常避けることができない～臭気の発生等により第三者に損害が発生した場合は、その損害を負担しなければならない」との記載がございますが、第三者損害における責任区分については、原則としては事業者がその責めを負うものといいたしますが、以下の事由による場合は、その対応についてご協議いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の責めに帰すべき事由により生じたもの。</li> <li>・事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない事由による場合。</li> <li>・契約の目的物に基づく日照障害、風害、電波障害による場合。</li> </ul>	<p>①県の責めに帰すべき事由により第三者損害が生じた場合について以下のとおり追記します。 「第33条 事業者は…負担しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。」</p> <p>②事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない事由による場合(その他帰責できるものがない場合)には、不可抗力による損害として、第34条に従うことになると考えます。</p> <p>③日照障害等施設が存在により生じる損害については、第3項として次の条項を追記します。 「要求水準を遵守したときには通常避けることのできない電波障害、日照妨害、風害等により第三者に損害が発生した場合は、県がその損害を負担する。ただし、その損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたもの、要求水準以外の提案書の内容を実施することにより生じたもの又は事業者の請求による設計図書の変更に起因して生じたものについては事業者が負担する。」</p>
365	特定事業契約書(案)	17	第33条 第1項	本件工事中に第三者に生じた損害	<p>第64条においては「ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては県が負担する」と記載されていますが、本条においても同様の文言を追記いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>No.364の回答をご参照ください。</p>
366	特定事業契約書(案)	18	第39条	県による本施設等の完工確認及び完工確認通知の交付	<p>「事業者は、完工確認日から付帯条件が全て満たされるまでの期間において、付帯条件による改善勧告の対象とされた不備に起因して県が負担した増加費用及び損害に相当する額(次項に定める違約金を含まない。)を負担する」とありますが、第9項に定める違約金を損害賠償の予定としていただけますでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
367	特定事業契約書(案)	20		開業準備 第42条	<p>自己の責任と費用において開業準備を行うとありますが、サービス購入料1-(3)、1-(4)に該当する開業準備業務とは違うものなのかご教示下さい。</p>	<p>同じものです。事業者がその責任と費用において開業準備業務を行って頂き、その対価として、サービス購入料1-(3)(4)をお支払することになります。</p>

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
368	特定事業契約書(案)	20	第43条 1項	第40条 (維持管理及び運営支援業務基本計画書)	「維持管理及び運営支援等業務に係る基本計画書」はどのような内容でしょうか。県のイメージしている項目があればご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
369	特定事業契約書(案)	21	第45条	業務方法等の変更	貴県は業務方法等の変更を事業者に求めることができますが、合理的な理由がある場合は事業者からも変更を求めることができるよう修正いただけないでしょうか。	第45条第11項により、事業者も業務方法等の変更を提案することができることとなっています。
370	特定事業契約書(案)	22	第4	46条(利用者の行為等による損壊の修繕費用)	「物品が損壊した場合、当該物品が通常備えるべき強度を備えていない等事業者の責めに帰すべき事由がある場合」は事業者の費用負担となっておりますが、県が直接整備した施設や既存施設(メインアリーナ等)において、本事由が発生した場合は、県にて費用負担と考えてよいでしょうか。	「当該物品が通常備えるべき強度を備えていない」というのは一つの例示です。同条の規定のとおり、県が直接整備した施設や既存施設(メインアリーナ等)における物品の損壊であっても、事業者の帰責事由による場合(維持・運営管理の不備等)は事業者の負担となります。
371	特定事業契約書(案)	23	第46条	利用者の行為等による損壊の修繕費用	「当該保険金の額を県が負担すべき金額から控除する。」と記載されていますが、その対象は第87条の保険契約に係る保険金に限られ、第55条の保険契約に係る保険金の額は控除対象外との理解でよろしいでしょうか。	次のとおり修正します。 「第46条 …(ただし、第55条又は第87条の保険契約に係る保険金が支払われる場合は、当該保険金の額を県が負担すべき金額から控除する。)」
372	特定事業契約書(案)	23	第5章 第1節 46条	修繕費用	本施設その他の物品が損壊し、帰責者が不明の場合、事業者の責めに帰すべき事由がある場合以外、別紙6の不可抗力の官民分担に準じた費用負担になると理解してよろしいでしょうか。	具体的な事情により検討します。調査を尽くしてもおよそ帰責者が不明な場合は、ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
373	特定事業契約書(案)	25	第5章 第2節 50条	独立採算事業	独立採算事業の開始遅延に関する違約金はないと理解してよろしいでしょうか。	第50条の第2項に以下の定めを設けます。 「事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が供用開始予定日に飲食施設等運営業務を開始しない場合においては、供用開始予定日の翌日から供用開始日までの日数に応じて、本件工事費に相当する金額につき年2.8% (ただし、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。) の割合で計算した違約金を県に支払うものとする。」 又は 「事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が供用開始予定日に飲食施設等運営業務を開始しない場合においては、事業者はこれにより県が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担する。」
374	特定事業契約書(案)	25	第50条 第5項		「事業者が飲食施設等運営業務の一部又は全部の運営を終了する場合は、県に代替措置を提案するなど文書により説明を行い、その承認を受けなければならない」と記載されていますが、本条第4項と同様に、合理的な理由があるものと認める場合、貴県に承認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別に判断することとなりますが、事業者が相当の努力を尽くしても飲食施設等運営業務の継続が困難であると県が認める場合に承認する考えです。
375	特定事業契約書(案)	26	第52条 第1項	本施設の貸与	貴県が事業者から徴収する使用料(公共料金、本施設の利用料金など)について、詳細な基準をご教示下さい。	公共料金の負担については、第53条第1項のとおり、事業者負担となります。 本施設の貸付料については、業務要求水準書108頁「第7 飲食施設等運営業務要求水準 3業務の基本要件 (1) 業務の基本方針」記載のとおりです。
376	特定事業契約書(案)	26	第52条 第2項	本施設の貸与	「事業年度毎、県が指定する日までに、県の指定する方法にて当該事業年度に係る貸付料を支払う」とありますが、具体的にどのような支払方法を想定されているのかご教示下さい。	県と事業者が協議のうえ決定するほか、県財務規則によるものとします。
377	特定事業契約書(案)	26	第53条 第3項	独立採算制	「県に支払うべき費用を県の指定する方法で指定する期日までに支払う」とありますが、支払期日までの期間はどの程度を想定されているのかご教示下さい。	県と事業者が協議のうえ決定するものとします。



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
378	特定事業契約書(案)	26	第55条 第2項	自己責任	独立採算事業についても、第三者賠償責任保険の付保が義務付けられていますが、独立採算制であることから、当該保険にかかる保険料は提案価格には含めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	特定事業契約書(案)	27	第5章 第2節 55条	独立採算事業の保険	独立採算の保険について、付保するよう要請がありますが、保険料は提案価格に含めないという理解でよろしいでしょうか。	No.378と同様です。
380	特定事業契約書(案)	29		第60条	11項に債務負担行為に係る各会計年度における本件工事費の支払いの限度額の記載があります(■印)が、この金額は県が定める金額との理解でよろしいでしょうか。事業者は12項の出来形予定額を提案時に算出(●印)すればよろしいでしょうか。また、11項の金額については公表していただけるのでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。中段について、出来形予定額についても県が定めません。後段については、契約締結時に示す予定です。
381	特定事業契約書(案)	31	第67条 2	違約金との相殺	引渡し前の解除時において、工事費と違約金の相殺を行う場合は、事前に内容に関して通知していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。すなわち、相殺は県の権利であり、当該権利行使にあたって事前の通知義務を県は負担するものではありません。
382	特定事業契約書(案)	31	第67条 第1項 (5)	引渡し前の解除	「その他第三者によりその申立てがなされたとき」と記載されていますが、事業者に明らかな非がない場合には、貴県は本契約を解除しないとの理解でよろしいでしょうか。	第三者による濫用的な申立ての場合などには、県が解除を行わない場合もあり得ますが、個別具体的な判断となるため、一般的な回答は控えさせていただきます。
383	特定事業契約書(案)	31	第67条 第2項	引渡し前の解除	「県は、本施設の出来形部分を検査の上、買い受けることができる」と記載されていますが、出来形部分に明らかな問題がない場合には、第4項の規定に該当する場合を除き、貴県は買い受けるとの理解でよろしいでしょうか。	第67条第2項は県の権利としての買受権を規定しているにすぎず、買い受けることを約するものではありません。
384	特定事業契約書(案)	31	第67条 第2項	引渡し前の解除	出来形検査において、不可抗力により毀損・滅失した部分についても、事業者が提出した書類等で確認することができた場合には、出来形部分として認定いただける、との理解でよろしいでしょうか。	本項は、事業者の債務不履行等を理由とする解除の場合についての規定であり、あくまで現存する出来形部分のみを対象とします。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
385	特定事業契約書(案)	31	第67条 第2項	引渡し前の解除	「第11条又は第14条により本契約が解除された場合、特段の定めがない限り、県に対して、別紙15に規定する違約金(本件工事費の10%)を支払う」と規定されている一方、第11条では「契約金額の10分の1に相当する額の違約金」と規定されていますが、この場合第11条は特段の定め該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	特定事業契約書(案)	31	第67条 第2項	引渡し前の解除	「第11条又は第14条により本契約が解除された場合、特段の定めがない限り、県に対して、別紙15に規定する違約金(本件工事費の10%)を支払う」と規定されている一方、第14条では「契約金額の10分の1に相当する額の違約金」と規定されていますが、この場合第14条は特段の定め該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	特定事業契約書(案)	31	第67条 2	引渡し前の解除	引渡し前に解除された場合、本契約は締結時に遡ってその効力を失い、また、県は、本施設の出来形部分について買い受けることができる旨の記載がございますが、契約解除となった場合、県が工事の出来形部分並びに検査済みの工事材料および設備機器を引き受けるものとして清算することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
388	特定事業契約書(案)	31	第68条 第1項 (6)	引渡し以後の解除	「その他第三者によりその申立てがなされたとき」と記載されていますが、事業者には明らかな非がない場合には、貴県は本契約を解除しないとの理解でよろしいでしょうか。	第三者による濫用的な申立ての場合などには、県が解除を行わない場合もあり得ますが、個別具体的な判断となるため、一般的な回答は控えさせていただきます。
389	特定事業契約書(案)	33	第69条 2	県の債務不履行による契約終了	「本契約が解除された場合、県は、本施設等又はその出来形の所有権を保持又は取得した上で、～工事費の対象を一括して支払う」との記載がございますが、かかる所有権の移転と工事費の支払いは同時に履行されるものと考えてよろしいでしょうか。	工事費の支払いは履行確認後(所有権の移転後)、適法な請求書を受領した後となります。
390	特定事業契約書(案)	33	第71条 1	不可抗力による契約終了	不可抗力による本施設等の引渡し前の契約解除の場合で、不可抗力により建設中の建物が倒壊したことにより出来形部分が存在しない時でも、これまでに要した工事費相当額を支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第71条1項に記載のとおり、検査に合格した出来形部分に相応する工事費が本条の支払いの対象であるため、存在しない出来形部分に要した工事費については本条の支払いの対象とはなりません。ただし、事業者が不可抗力により被った増加費用及び損害については、第34条に従い、県及び事業者が負担することになります。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
391	特定事業契約書(案)	34	第72条 3	事業関係終了に際して	「事業者は、本契約が終了した場合において、その終了事由にいかんにかかわらず、～ただちに本施設を明け渡さなければならない」とありますが、本施設の引渡し前の解除の場合は、県が工事の出来形部分並びに検査済みの工事材料および設備機器の清算金の支払と同時に明け渡しを行うものとしていただけますでしょうか。	本項は、完成、引渡しがなされた本施設についての規定です。引渡し前の解除の場合の出来形の引渡しについては、関係条項によります。この場合、一括で買い受ける場合は引渡しと代金支払いは同時履行とします。分割払い等の合意を行う場合には、当該合意の中で引渡し方法についても合意する予定です。
392	特定事業契約書(案)	37	第76条 2	保証	履行保証保険を付保する場合、「設計・建設期間中において、・・・本件工事費相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし」とありますが、第2アリーナ等の引渡前までは、サービス購入料1-(1)及び1-(2)の合計に相当する額、第2アリーナ等の引渡後は、サービス購入料1-(2)に相当する額を保険金額とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	特定事業契約書(案)	37	第8章 76条 2	保証	履行保証保険の始期は、特定事業契約が議会の議決を経て本契約となったときと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	特定事業契約書(案)	37	第8章 76条 2	保証	履行保証保険は、第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウスと本館棟の2本に分け、それぞれの保険の期限を対象施設の引渡しまでとすることは可能でしょうか。 保険契約を2本に分けた場合でも、入札説明書21頁第6-3の契約保証金の納付主旨を踏まえたものになっています。	ご理解のとおりです。
395	特定事業契約書(案)	37	第76条 第2項	保証	履行保証保険に関して、「保険期間は施設整備期間中」であり、「補償限度額は本件工事費等相当額の100分の10に相当する額」とありますが、各棟毎にそれぞれの工事期間、工事費に分けて付保することは可能でしょうか。	入札説明書21頁第6-3の契約保証金に準じてください。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
396	特定事業契約書(案)	40	第85条 2	計算書類等の提出	「神奈川県内に本店・・・企業の本事業への参画予定」とありますが、「本事業への参画」とは、具体的にどのような行為を意味していますでしょうか(事業者からの業務受託, 受託者からの再受託, 受託者からの再々受託など)。	ご指摘のような業務受託、再受託、再々受託を指します。
397	特定事業契約書(案)	41	第89条 第1項	独占禁止法違反の場合の損害賠償額の予定	第14条においては「契約金額の10分の1」、本条においては「契約金額の100分の15」という記載が正しい場合、金額に差を設けている理由をご教示下さい。	独占禁止法違反を抑止したい考えによるものです。
398	特定事業契約書(案)	41	第89条 第1項	独占禁止法違反の場合の損害賠償額の予定	独占禁止法に違反し、契約解除となった場合、第14条、第89条いずれかの違約金が発生するとの理解でよろしいでしょうか。	独占禁止法に違反し、契約解除となった場合、第89条の違約金のみが発生します。
399	特定事業契約書(案)	42	第92条	その他必要な事項	貴県の責めに帰すべき事由により本条に規定する事態となり、損害が発生した場合には、その損害は貴県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	第92条に2項を次のとおり新設します。 2 当該停止の場合、県又は事業者が生じた損害は各自が負担する。但し、当該停止が県又は事業者のいずれかの帰責事由による場合、当該帰責事由を有する当事者は当該停止によって相手方当事者に生じた損害を負担する。なおこの場合においても、逸失利益については当該負担の対象とならないものとする。
400	特定事業契約書(案)	47		別紙3日程表	(6) 供用開始予定日に※印があり、その注釈があり、供用開始予定日＝維持管理・運営業務開始日と思われていますが、(供用開始予定日から約1ヶ月経過後の県が業務を開始する日)となっています。供用開始予定日が例えば、平成32年4月1日の場合、運営支援業務の開始日平成32年5月1日となるのでしょうか。※印の内容についてご教示ください。	供用開始予定日と維持管理・運営業務開始日は同日を想定しておりますので、※は削除します。 なお、維持管理業務については開業準備業務において開業準備期間中に必要な維持管理業務を定めています。
401	特定事業契約書(案)	49		別紙5	事業者が付保する保険が記載されていますが、保険の付保は施設別(第2アリーナ関連と宿泊棟)に付保することでもよろしいでしょうか。	可能です。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所		タイトル	質問	回答
402	特定事業契約書(案)	49	別紙5	3	保険	引渡し後、貴県は本施設の建物・設備に対してどのような共済・保険に加入されますか。加入される予定の共済・保険の内容についてご教示ください。	引き渡し後の保険加入については今後検討します。また、現在は施設所有(管理)者賠償責任保険及びスポーツ災害補償保険に加入しています。
403	特定事業契約書(案)	49	別紙5		保険	各保険の保険条件は、別紙5に示された条件以外、事業者の提案に任せるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	特定事業契約書(案)別紙6	50			不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	維持管理・運営支援費相当額の対象が、サービス購入料2及び3及び4に規定する費用と記載されていますが、サービス購入料4はSPCを運営する費用のため、事業の安定性を鑑み、サービス購入料4は対象とせずにサービス購入料2及び3として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
405	特定事業契約書(案)別紙6	50				不可抗力による増加費用の負担について、維持管理期間中は各事業年度の本施設等の維持管理・運営支援費相当額の100分の1までの損害額は事業者の負担となっておりますが、維持管理業務と運営支援費を区分しそれぞれの業務の100分の1と変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
406	特定事業契約書(案)別紙6	50			不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	「同一事業年度内に生じた損害のみ累積の対象とする」とありますが、大規模な震災等(二次災害や復旧に時間がかかる事象)が年度末に起きてしまった場合には、同年度内の不可抗力であるという認識でよろしいでしょうか。	増加費用及び損害の生じた日がいつであるかにより判断いたします。
407	特定事業契約書(案)	54	別紙5	1 (3)	光熱水費	光熱水費の項目がありませんが、独立採算事業以外の光熱水費は貴県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
408	特定事業契約書(案)	56	別紙9	1	(4)	イ	各費用の支払方法	平成28年4月7日に公表された実施方針の資料1「予想されるリスクと責任分担表」によれば、需要変動リスクについて主負担は貴県、従負担は事業者となっています。一方、平成28年7月29日に公表された当該契約書では、物価変動を除いた各費用の支払方法に関して、宿泊施設の運営支援業務費用を除き、定額の支払いとなっており、需要変動リスクについて、従負担が事業者とはなっていないようにも見えます。需要増加によって備品の更新や清掃の頻度を高めたり、受付、警備、プール監視員等を増員したりと、増加費用が発生することが想定されるため、こういった事態に至った場合には、第45条に基づき、事業者として増加費用縮減に最大限努力したうえで、縮減できない増加費用は貴県にご負担いただくよう協議できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	特定事業契約書(案)	57	別紙9	1	(4)	ア	サービス購入料3(運営支援業務に対する対価)	「aからcの条件は～宿泊施設の利用状況を考慮し、年度毎に見直しを行う」と記載されていますが、具体的な見直し方法についてご教示下さい。	No.31の質問回答を参照してください。
410	特定事業契約書(案)別紙9	57	1	(4)	イ	(ウ)	サービス購入料3(運営支援業務に係る対)	サービス購入料3の算定において想定稼働率38%とありますが、宿泊人数は1部屋1人想定として算定すればよいでしょうか。	宿泊人数は1部屋2人想定として算定してください。
411	特定事業契約書(案)	61	別紙10	1	(2)		モニタリング	モニタリングの対象に独立採算業務である飲食施設等運営業務と自主事業が含まれています。モニタリングによる減額は、それぞれ該当するサービス購入料から減額すると理解していますが、独立採算業務の場合は該当するサービス購入料がありませんので、どのような減額措置となるのか確認させてください。	独立採算業務については減額は予定しません。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
412	特定事業契約書(案)	63	別紙10	2	(2)	ウ	モニタリング	減点ポイントは、維持管理運営業務と運営支援業務毎に集計され、それぞれの累積ポイントに応じてサービス購入料2又はサービス購入料3がそれぞれ減額される(例えば、維持管理業務に関するポイントはサービス購入料2から減額され、運営支援業務に関するポイントと合算されない。)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	特定事業契約書(案)	69	別紙11-3	1				「事業者」とありますが、「当社」の誤りではないでしょうか。	御指摘のとおりです。別紙11-3の第1項の冒頭の「事業者」を「当社」に改めます。
414	特定事業契約書(案)	70	vii				事業者が通知義務を負う事項	事業者が通知義務を負う事項のうち「vii 受託者に関する以下の事実」については、本事業に関して生じた事実、本事業に関する下請契約等が対象との理解でよろしいでしょうか。	そのような限定は設けておりませんので、本事業に関するかどうかにかかわらず、viiに該当する事実について通知ください。
415	特定事業契約書(案)	70	viii				事業者が通知義務を負う事項	事業者が通知義務を負う事項のうち「viii 下請契約…の事実」について、ここでいう下請契約等の契約は、事業者が締結する契約との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	特定業務契約書(案)別紙16	77	第11条	11			個人情報の安全管理	事業者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を県に報告しなければならない。とありますが、①情報セキュリティ点検の内容、②報告に際しての具体的なタイミング、報告方法(フォーマット)等は定められていますでしょうか。	県と事業者が協議のうえ、維持管理、運営支援業務の開始までに、別途定めます。
417	基本協定書(案)	2	頭書				落札者	落札者は代表企業と構成企業と定義されていますが、協力企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。

神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
418	基本協定書 (案)	3	第3条 第7項		「落札者は必ずPFI事業者に出資しなければならない」と規定されていますが、落札者とは代表企業と構成企業(落札者より業務を受託又は請負う企業)と前文に規定されていることから、PFI事業者に出資を行わない協力企業も出資を行うことになり、入札説明書の記載内容と齟齬があるように思われます。この構成企業とは、「構成員(PFI事業者に出資を行うもの)」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	基本協定書 (案)				上記のとおり、基本協定書に記載の「構成企業」が「構成員」の誤りであった場合、基本協定書における関連条項の見直しをお願いします。(例:前文3行目／以下併せて「構成企業」という。→以下併せて「構成員」という。、第6条／【○○業務を遂行する構成企業】→【○○業務を遂行する構成員または協力企業】)	基本協定書を次のとおり修正します。①前文3行目／(以下併せて「構成企業」という。なお、以下代表企業と構成企業とを併せて「落札者」という。)→以下併せて「構成員」という。なお、以下代表企業と構成員とを併せて「落札者」という。)、②第5条第5項／PFI事業者又は落札者(以下「落札者等」という。 )→PFI事業者、構成員又は協力企業(構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。)(以下PFI事業者、構成員及び協力企業を総称して「落札者等」という。)、③第5条第6項／落札者のいずれかが→落札者又は協力企業のいずれかが、④第5条第6項二／満たさなくなった構成企業を除く落札者の全員で→満たさなくなった構成員及び協力企業を除く者の全員で、⑤第5条第7項／構成企業を補充する場合→構成員又は協力企業を補充する場合、⑥第6条第1項／構成企業→構成員又は協力企業、⑦第9条／いずれの責にも帰すべからざる事由により→いずれの責にも帰すべからざる事由(協力企業の責に帰すべき事由は落札者の責に帰すべき事由とみならず。以下本基本協定において同じ。)により)



神奈川県立体育センター等特定事業の入札説明書等に関する質問及び回答について

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所	タイトル	質問	回答
420	基本協定書 (案)			第2条	第2項に「、、、本事業の入札手続きにおける県の要望事項を尊重するものとする。とのことですが、①通常PFI事業における審査においては審査委員会からの要望も見受けられますがこの要望も含まれるのでしょうか。②県及び審査委員会からの要望については、県が公表した入札書類、要求水準書等の公表資料から逸脱した要望はないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
421	基本協定書 (案)	5	第9条 第1項	特定事業 契約不調 の場合の 処理	県及び落札者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、県とPFI事業者との間で特定事業契約の締結に至らなかった場合、～本事業の準備に関してそれぞれに要した費用については、各自がそれぞれ負担」となっていますが、県及び落札者のいずれかの責めに帰すべき事由の場合は、帰責者負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
422	基本協定書 (案)	6	第10条 第2項	違約金	「事業者」と記載されていますが、「PFI事業者」との表記が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですので、左記ご質問のとおり修正します。
423	様式集(参 加資格審査 関係)			様式の追 加		新たに別添、様式3(2/2)を追加し、様式3(1/1)を様式3(1/2)に修正する。